

議長／皆さんおはようございます。

前日に引き続き本日の会議を開きます。

日程に基づき、市政事務に対する一般質問を開始いたします。

それでは、最初に14番 宮本議員の質問を許可いたします。

御登壇を求めます。

14番 宮本議員

宮本議員／おはようございます。

これより、14番宮本栄八の一般質問に入らせていただきます。

いつものように8項目ですので、早速、質問に入っていきたいと思います。

まず、第1番目は防災への対応と大まかに書いておりますけれども、いろいろ広がるといかんという題目で出しましたけれども、実際のところはアプリの問題です。

そのアプリについては、有線、アプリ、FM、その3つの中から市民に選んでもらうというのが一番効率がいいかなと、そしたら、次にまた10年後に新たに5億円必要ないのかなというふうに思っておりました。

それでもう、アプリのほうを早くしてくれ、早くしてくれと。

そして、アプリで、戸別受信機の要らん人は返してもらえば1万円ずつ浮きますので、それによって10年後の経費も下がるかなというふうに考えておりました。

ともあれ、アプリができたっちゅうことで、よかったっちゅうことなんですけれども、一番に書いてあるのは、質問を出したときに、iPhoneはもう許可が取れているっちゅうことだったので、iPhoneを先行運用して、それによって問題点を早く見つけていったほうがよくないですかということを出したんですけれども、この質問までの間に両方同時にできたっちゅうことで、それについてはよかったなと思っています。

次は、このアプリについてです。

市のほうは5,000件のダウンロードを目指しているというふうに言われておりますけれども、現在もう雨期に入っていますので、ダウンロードを宣伝中に災害が起きては結局何もならん、もっと早くせんやったからということを責められると思いますので、私の考えとしては、まずは前回の水害のときの報告書が出ております。

その報告書の中には避難者1,000人、床上、床下浸水が700世帯ということになっておりますので、そして、マップも示してありますので、まずはこの700世帯にアプリの指導に行つて、若い人はもう、私は分かってますと言うかもしれないんですけれども、この間の災害の状況を見ると結構、高齢者が多いので、アプリの取り込みというのもできないんじゃないかなと思います。

実際してみると、カメラからアプリを取るやつ、私のやつは、ラインの小っちゃいところか

ら取るやつ、それとか、ある議員さんのやつはアプリ取り込みアプリというのがあって、そこから取り込むやつとか、いろいろ分かれているわけなんですよ。

だから、この700世帯といえば花島ぐらいの世帯数ですので、市の方か、アルバイトの方を使って、そこに大雨の前にアプリを入れられるようにできないかについてお尋ねします。

議長／諸岡総務部理事

諸岡総務部理事／おはようございます。

議員御質問の防災アプリの普及の周知の仕方ということでございますが、昨日、牟田議員からも御質問をいただいており、繰り返しになりますが、既に集落支援員が被災地域を中心に訪問を行っております。

戸別受信機や避難などについて、防災情報の普及に努めております。

アプリも先ほど御紹介ありましたようにリリースできましたので、併せて戸別訪問を行うこととしております。

また、市報6月号の防災特集でアプリの紹介、それから携帯電話販売会社、そういったところにも協力をいただいて、活用の推進をお願いしております。

既に各種団体からも問合せ等っておりますので、今後、会合等(?) 出向いて推進することとしております。

さらに、今年度から新たな出前講座に武雄市防災アプリを使ってみようということで加え、併せてプッシュ型の出前講座、これをまちでの開催、各課が関係する各種団体、それから企業、高校(?) などにおいてデモンストレーションを交え啓発することとしております。

先ほど議員のほうから3つの選択肢、どれかを選んでいただくということでお話がありましたが、担当課としましては、選択肢全て周知を図り、確実に使っていただきたいということを伝えているような状況でございます。

議長／14番 宮本議員

宮本議員／使いたい人はみんな使ってもいいですけども、別に重複して要らないのをわざわざする必要ないからですね、よその自治体とかは一つしかないところもあるわけですので、結局、支援員を使って指導するというですけれども、この700世帯についてはいつ頃それが案内できるのでしょうか。

議長／諸岡総務部理事

諸岡総務部理事／先ほど御答弁しましたように、現在、被災地を中心に訪問を行っております。

先ほどリリースしたばかりでございますので、今後、引き続きこちらのほうを続けていくと。なるべく早いうちに周知を図れるよう努めてまいりたいと思います。

議長／14番 宮本議員

宮本議員／なるべく早くではなくて、計画的にやっていただいたほうが、あとで、あらという事にならないかなというふうに思います。

そして、次に、私が市役所のほうからアプリの案内があったもんで、アプリを取り込もうとしていたら、うちの関係者から、いや、みんな武雄ケーブルワンのアプリを入れて、それで聞きよんさあですもんねということで、あらって、もうそがんとあつたやと初めて知ったわけですよ。

それで、私も取りあえず、たけぼうと、NHKのアプリと、ケーブルワンのアプリを入れたんですよ。

そしたら、今のところを見るところでは、これはNHKの河川情報ですけども、武雄テレビのほうがちよっと見やすいですよ。

もうここで防災無線と書いてある、防災無線もあるし、防災カメラもぱっと出てくるし、道路状況も出てくるわけなんですよ。

武雄市のほうでいけば、またリンクせんといかんということで、今のところもうちよっとバージョンアップせん、ケーブルワンの無料アプリのほうが先行つとるとかなというふうに、うちの話ではなっております。

そこで、まず、このたけぼうがいいのは、双方向なんですよ。

ほかのところは片方ですけども、たけぼうの場合にはSOSの助けてというのがあったり、迎えに来てとか、ここにいますというのがあるのは、ほかにはないわけなんですよ。

これで、あらよかったねと、年寄りの人も助けてと***かなと思ったけど、これをちよっと押してみたら、登録されていませんとこうなるわけなんですよ。

そして、これが知り合いのメールに登録することになっているんですよ。

知り合いといっても、メールを朝チェックする人が意外と多いですけども、そしたら、夜中に危ないと、助けてと朝チェックして、あらって、それじゃあちよっとSOSにならんで、かえって皆さんに、助けてと言うたけど助けに来んされんということになってしまうんじゃないかなというふうに思うわけなんですよ。

そこで、この双方向はいいので、もっとこれを、助けてをもっと、命を助けてのときには、助けても、命を助けては消防で、物資を助けてというのは対策室のほうに行くようにですよ。

そしたら、前回ニーズ調査というのに、おもやいの方がずっと武雄市全体を回られたわけですよ。

すると、それでもボランティアの人が結構割かれるわけなんです。

そして、またボランティアの行く場所もちょっとはつきりせんわけなんですよね。

だから、この助けての中に、命を助けては消防につながるように、物資を助けては対策室に、泥のかき出しを助けてはボランティアにというような感じで、必要なところに行くようにせんと。

ただ、助けて、ヘルプと押したけど誰も反応がなくて、いやあとということになるのを防がんといかんと、せつかくの双方向のいい機能がもったいないというふうに思うんですけども、この辺について、バージョンアップできないかお聞きします。

議長／諸岡総務部理事

諸岡総務部理事／議員のほうに御紹介いただいておりますSOS機能でございますが、この機能につきましては、これまでの災害対応をする中で、他県などに住む方から、武雄市内在住の親や親戚の状況確認を望む問合せが災害対策本部へ度々寄せられたことがあります。

このことから、家族や親戚、知人等で連絡手段に役立ててもらうために導入したものです。

SOS機能は先ほど御紹介しましたように、家族や知人等のメールでのやり取りを想定し、導入しております。

災害対策本部や消防警察に送られてきたメールが真の情報であるか、再度確認する必要があるかと思えます。

結果的に多くの時間を要することになりますので、以上のことから、緊急通報については110番、119番に直接電話したほうが確実であるため、そのような機能の変更は考えておりません。

また、先ほど議員がニーズのことをお話しされていましたが、これは災害ボランティアへのニーズといったところになるかと思えます。

こちらについても同じように、送られてきたメール、こういったものの再度確認、こういったものにも時間がかかる、さらにはニーズの受付や調査を行うに当たり、結果的に多くの時間を要することが想定されております。

令和元年8月豪雨の際を申し上げますと、災害ボランティアでのニーズ受付は、電話受付やニーズ調査は被災地域を回って確認されており、今後においても発災後に市が災害ボランティア支援センターを委託する社会福祉協議会において対応いただくことと考えており、現時点で新たな追加機能は考えておりません。

議長／14番 宮本議員

宮本議員／せっかくの機能をですよ。

勘違いしますよ、助けてと押したけど登録されていませんと、あら何やって、そいぎ、最初からそがんとをつげとかんほうが、かえって人を(?)想像させるだけというかですよ。

そして、本当かどうかは確認すればいいわけでしょう。

そいぎ、食料を持ってきてという欄をつくって、そしたらもう位置情報で出るわけでしょう。

ですよ、位置情報でそこに行けばよかと。

そいぎ、例えば流されてほかの場所におっても、その位置情報で行けばいいから、もっとこれを使うべきじゃないかなと。

もうこれ使わんとあまり意味がないので、ほかの道路の交通情報とか、そういうのをまずはどんどんしてもらいたいと思います。

私はこれを結局、使えば、ボランティアが来てもニーズ調査に回る前にもう、即その場に行けるからですよ。

前回、私も体験があるとですよ。

私までは作業があったけれど、後の人は、作業が今、未確定だから待機してくれっちゅうてから、1時間くらい待機しておったわけですよ。

だから、よそから、福岡から来て1時間も2時間も待機して、そういうのを(?)しようと思ってるのになんかというのもちよっとあれなのかなと思いますので、またこれについてはちょっと提案していきたいと思います。

次です。

次は、都市計画の用途区域を中心に写したものですけれども、実際は武雄市全体が都市計画区域になっております。

そして、用途区域は武雄町の中心部になっております。

そして、国の道路の長期未着手道の見直しというのが国のほうからあって、県も市もしていると思うんですけども、大体、旧市街地に田の字型に都市計画道路があります。

南はあるんですけど、それはできておりますので着手しております。

北側が着手しておりません。

これを今、見直すということでされているんですけども、今の方針を聞くと、この50年できていないやつを半分か幾らか減らすというわけなんですよ。

そいぎ、今まで50年できていないのを3年間もかかって減らしても、誰もうれしくもおかしくもないですよ、はっきり言って。

だから、もう50年もたっているんで、新しい道路の1本か2本は、今度の見直しの計画の中で、武雄市全体を考えた中で入れるべきじゃないかと。

ただ50年前のやつを半分に減らすとか、減らしたって結局していないわけだから、今でもできるのをしていないわけだから、あまり意味がないので、ただ減らすだけじゃなくて将来を見据えた新しい道路の提案も必要じゃないかということでお尋ねします。

議長／野口まちづくり部長

野口まちづくり部長／おはようございます。

今回の都市計画道路の見直しにつきましては、佐賀県長期未着手都市計画道路見直しガイドラインに沿って、計画後30年以上の長期未着手となっている都市計画道路を対象として見直し業務を行っており、新たに都市計画道路を計画決定する予定はありません。

議長／14番 宮本議員

宮本議員／いつも担当課が言っているのと同じことを言われたんですけども、でも50年のやつを見直しとって、何もその将来に備えてのことが3年もかかって話をしてですよ、このきっかけで都市計画マスタープランまでつくらばいかんようになってですよ、そしてというのはちょっと、将来を見据えたものにしてほしいなど。

私、言えば(?)今あるやつを全部ゼロにしてもいいと思っとるとですよ。

ただ、ゼロで出せないからどこか残そうとしていると思うんですけども、私はこれを全部ゼロにして、新しい道路を1本造ったほうがまだましというふうに、私は思っています。

それで、次に続いて行きます。

次は、すみません、次は、新規道路も必要ではということで、それについては、ここで言いますと、今度、北方の大崎のところは改良されるですもんね。

改良された後に、どれにつないでバイパスに行くかというのと、このモウマツ(?)の道路のほうに来てからつながるわけなんですよ。

だから、最低これくらいは新しい都市計画道路にしとかんといかんじゃないかなとか思っております。

ちょっと時間ありませんので、次に、都市計画マスタープランの策定です。

それから、響いてきた都市計画マスタープランですけども、定住促進とか企業誘致の観点から、もっと今度のマスタープランに東部開発とか中央地区開発を明確にして、そして、下水道の補助金をもらう、今まで補助金なしで単独でしていたけど(?)補助金をもらう、基盤整備をするということで、東部地区とか北方については明らかに住宅地と整備するというのと、商業地として整備するということを明確にってもらうということをおかんと、ひよっとすればもやもやしてから、大した計画にならん可能性もありますので、定住

とか雇用の観点から、東部地区や北方中央地区については明確に書いてほしいと思いますけれども、その辺についてお聞きします。

議長／野口まちづくり部長

野口まちづくり部長／令和元年に改定しております第二次武雄市国土利用計画において、武雄東部開発計画地区については、住宅開発などと調整を図り、時代の要請に応じた産業推進を進めるための立地基盤の整備を推進し、雇用の場に努めますと基本方針を定めております。また、市道北方中央線北側につきましては、排水対策に努めながら、住宅地としての活用を中心にまちなみ形成を図りますと基本方針を定めております。

このように、都市計画マスタープランは上位計画であります武雄市国土利用計画に即した内容で策定中であります。

議長／14番 宮本議員

宮本議員／ということで、一応してあるうちゅうことですがけれども、私は北方中央のほうは北部じゃなくて、もう将来を見据えると南部のほうも今度ポンプ場もできますので、そちらも含めてしていったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

そして結局、これを明確にすることによって、今、東部のほう、これは北方中央地区ですがけれども、農業用水路になっているとですよ。

そいけん、これを都市下水路に変えんと、農業用水路のままではいかんから、まずは指定して都市下水路に変えたり、東部のほうを下水道の補助金が利用できるようにしていただきたいと思います。

次です。

次、3番目は白岩の整備で、白岩の整備の件についてはこの間も出しました陸上競技場、上段の駐車場整備です。

相撲場の廃止で駐車場をつくるということですがけれども、私はもう最初からそれは無理だと。武雄町の子ども相撲をどうにかせんとそれは無理だというのはずっと、企画担当の方にはずっと言ってきましたけれども、なかなか耳を傾けてもらえんでここまできているんですけども、それで、日時計とかそういうのも提案をしているんですけども、前回の部長は、階段を下から歩いてもらうというふうに言われましたけれども、あれができた頃という、今の団塊の世代がもうバリバリ動く時代で、階段を行き来している人もよく見たんですけども、最近はどうも見ません。

それで、今度の、特に白岩の場合には、スポーツ施設自体は駐車場を持たんわけですね。

公園が駐車場を持っているわけなんですよ。

今度の体育館については、体育館が駐車場を持つようになるのかもしれませんが、そんな中で、下から歩いてきてもらうというのが市民ニーズに合っているのかどうなのかというのを、私は甚だ疑問に思うわけなんですよ。

そこで、上のほうに駐車場が必要なのか、必要じゃないのかというのを、私じゃなくてスポーツの審議会とか、市民アンケートとか、そういうのを実施して、必要なか必要ないのかをはっきりさせていただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／おはようございます。

公共施設等個別施設計画スポセン（？）の策定の際に、市民会議、それからスポーツ推進審議会の中で今後も意見を聞く場をつくってほしいとの意見もあっております。

今後、競技場の改修や整備等を計画する際には意見聴取が必要であると考えますが、現段階でスポーツ推進審議会等にお諮りすることは考えておりません。

それから先ほど、宮本議員が相撲場につきましての廃止というお言葉をいただきましたけれども、いまだにまだ競技団体との協議中でございますので、まだ廃止ということについては決定はいたしておりません。

議長／14番 宮本議員

宮本議員／かけないって、かけてくださいって。

結局ですよ、またこれを何で言うかということ、1か月くらい前に子供のサッカーの試合があったみたいなんですよ。

あまり陸上競技場のところは利用されないんですけど利用されていて、そして、私も初めて見ました。

一番下の車止めの下から道路にずっと上まで車が全部止まっていたんですよ。

ええって、こんなの私も上の辺に詰まっているのは見たけれども、一番下から全部縦列駐車してあることは初めてだったんですよ。

だから今度、また芝生の手入れとかしたら、もうそれどころじゃないとですよ。

そして、やっぱり車を近くにおいて、道具を忘れて、ハーフタイムにちょっと戻って水を飲もうとかするときに、やっぱり車近くに要るんですよ、はっきり言ってですね。

今の農作業だって、トラクターの近くに軽トラ置いてあってからとか、自転車置いてですよ、やっぱり便利性というか、どうか（？）あったときという備えているとですよ、はっき

り言うてですね。

だから、これについては本当もっと真剣に考えてもらわんと、あの縦列駐車で車止めが取れたら、がたがたがたとなって、責任が問われるんじゃないかなというふうに思います。

そういうことで、よろしくお願いします。

次は、新幹線と温泉活用です。

新幹線のプロジェクトの170ぐらいの項目の中に、温泉情緒の創出というのが書いてありました。

それで、私も7つか、それは無理だからということで絞りましたけれども、その中でも武雄温泉駅という名前と嬉野温泉駅が並んでして、嬉野のほうは温泉を掘り当てて今もう検査にも出してオッケーやったちゅう話も聞きますけれども、武雄市はそこまでもいかんでも、温泉情緒、温泉という名前の駅に応じたものをつくってほしいなと思うわけなんですよ。そこで、この間の部長の答弁では、足湯というか温泉を利用したことはしないとは言われなけれど、開業までには間に合わないというようなことも言われたかなと思うんですけれども、今整備しているのは、社会整備交付金で整備しているわけなんですよ、50%を国が出すんですね。

だから、そのあるうちに、やっぱり何らかの整備をせんといかんというふうに思うんですけれども、お考えをお聞きします。

議長／古賀営業部長

古賀営業部長／武雄温泉駅周辺につきましては、観光客はもちろん、市民の皆様にとりましても便利で使いやすく、普段から過ごしたくなる施設を目指しており、武雄らしさを考慮した整備の方向性で定めていきたいと考えております。

議員が申し上げられています温泉情緒につきましては、前回からもお話をしておりますアクションプランの中でも、そのような検討をしていくという旨については表記をしているところでございます。

現在のところ検討中ですが、足湯につきましては必要性、ランニングコスト、現在駅前には給湯管が来ていないという状況もありまして、コスト的に、現実的にはちょっと、現時点では難しいのではないかなというふうな考えを持っております。

議長／14番 宮本議員

宮本議員／大体、温泉活用プロジェクトとか何か言ってなかったですかね、名前がですね。だから、どこの足湯も別に配管引いたり、源泉流しじゃないとですよ、循環湯なんですよ。

足湯の横に黒い建物があって、そこがときどきブーンといてから湧かしているわけなんですよね。

だから、絶対できんことはないと思うとですよ。

それで、私は最初、和風かなと思って殿様湯みたいなやつをしたらどうだろうかと、大きくはできんでもというふうに思っておったんですけども、洋風な感じだったので、殿様湯も大理石なので洋風にも合うのかなと思ったりもしてはいるんですけども。

そこで、固定観念というか、温泉を引っ張ってこんといかんということですけども、駅前のセントラルホテルというのは、お湯を保養村のところから買って持ってきているわけなんですよね。

だから同じような、そこでタイアップをすれば毎日持って来れんことはないですよ、はっきり言えば。

そして、向こうは衛生的なタンクローリーを新築してある、新たにつくってあるから衛生的にもいいし、そんな面で、結局、何で保養村に泉源を確保したかっちゃうのは、温泉街のほうは個々の旅館の自分の泉源なんですよね。

だから、市として一滴も権利はないと。

そこで保養村を開発して、3つの泉源までつくってですよ、それを遊ばせておくというのももったいない話なので、次の話になりますけれども、今の給湯料金というのが、結局言われるお湯のお金、それと、配る配管のお金が入って料金になっているわけなんですよ。

そして以前は、その料金は幾らでもよかったんですけども、それを旅館の人が水道の代わりにずっと使われてはいかんということで、水道よりは安くしないで、水道料金と同じ金額でずっときたんですよ。

しかし、水道料金が下がってきましたけれども、まだ給湯のほうは前のままになっているんですよ。

そんなこともありますし、今度は、配湯というか、配水というか、配湯の費用が要らないわけだから、これを半額にして、わざわざ水道代わりに運んできて払うもんはおらんからですよ、だから、その見直しが必要じゃないかなというふうに思うんですけども。

以前も言ったんですけども、このような見直しについてどうお考えかをお聞きします。

議長／古賀営業部長

古賀営業部長／まず、給湯使用料の見直しにつきましては、平成26年10月に水道料金の値下げに合わせて値下げを行っているところでございます。

先ほど議員が御質問されてます給湯使用料につきましてはですけども、市といたしまして、現在、基本的には給湯事業につきましては、市で配管を整備して、それで給湯を行うという

ことが原則となっております。料金につきましては、給湯と配管を利用した、いわゆる給湯使用料一本(?)でございます。

先ほど、例外的にタンクローリー等で運ばれているというふうな事案を御説明いただきましたが、整備費等の関係で配管整備ができないところにつきましては、配管がなくても自社の負担で配送をしたいということで申出があった分について、この料金でということを確認した上で許可を行っているところでございます。

今後も、泉源の維持管理、また、給湯設備の更新、維持管理費を考えますと、現時点での料金について変更は考えてはおりません。

議長／14番 宮本議員

宮本議員／いつも決算のときに利用拡大に努められたいというのはもういっぱい出てるとですよね。

私を知るだけでも10年以上出てるとですよ。

ほとんど拡大されてないとですよ。

本当はそれが付帯決議だから、その付帯決議をここまでしないということは、本当は認定されなくてもいいという感じですよ、私から言わせればですね。

そういうことで一つ、自分がお湯を使うと、今度、駅で使うってなったときに皆がどんな気持ちなのかを考えてやっていただきたいと思います。

次、続いて行きます。

続いて、アセットの問題です。

アセットについては、いろいろフォーマットの統一から地域間の不均衡からずっとあったんですけども、今、また出てきたのが跡地建物活用のルールなんですよ。

例えば西体育館とかも、何も市報にも書かずに販売されて、北方町の方から不満も私は聞きましたし。

今、これも小原住宅ですけども、そのまま放置してあるんですもんね。

小原住宅がこっちで、高野住宅がこっちなんですけど。

高野住宅のほうはロープ張ってあるんですけども、小原のほうはもう、誰でも立ち入っていいような感じになつとります。

ここで、土地の活用なり、解体の計画などを立てて集約すれば、国の補助金が、交付税が参入されますので、その辺も含めて計画をつくってほしいと思いますけども、どうでしょうか。

議長／山崎総務部長

山崎総務部長／おはようございます。

用途廃止をした施設等についての計画ということでございますけれども、個別施設計画の中では施設の統廃合等によって、適正配置により公共施設の保有面積の減少を目指しておるといふところになっております。

基本的には、その施設については除却または売却を想定しておるといふところで、施設料の減少と保有量の適性化を図るものという考え方を持っておりますので、跡施設の活用計画の策定については考えておりません。

議長／14番 宮本議員

宮本議員／そしたら、小原住宅とかも、何もロープも張らんで、そのままずっと何年も放置するということになるとですか。

議長／山崎総務部長

山崎総務部長／今、具体的に申されました小原住宅につきましては、早急に対応する必要があると認識はしております。

今後の施設の活用等について計画を立てながら、施設について、危険物でもありますので、一般の方が入れられないような施策を取りながら、早急な対応をしていきたいというふうにご検討しております。

議長／14番 宮本議員

宮本議員／今、活用計画を立てながらって言われたんですよね。

だからそれをしてくださいよ。

それを個別にとって、個別を集めてもいいですたい、結局、あればいいわけですからですよ。

よろしくお願いします。

次に、もう一つはアセットの読み替えを。

議長／宮本議員、ちょっと。

山崎総務部長

山崎総務部長／先ほど申しました計画につきましては、遊休資産の活用計画ということで御説明させていただいております。

議長／14 番 宮本議員

宮本議員／多分、それってほぼ一緒と思います。

私が言う廃止された跡地の利用というのは遊休資産と思います。

同じことだと思いますので、よかったです。

次は、読み替え計画って言って、アセット計画を、市営住宅については読み替え計画とって、住宅ストック計画をアセット計画と読み替えております。

しかし、以前から言うように、この住宅ストック計画は雑ばくな計画というか、何年に屋根の補修とか何とか書いてあって、それだけしか書いてないので、実際は空き家が 70 もあるんですよ。

だから、シュクジュウタク（？）って 50 を造るのにあれだけのお金をかけているのに、70 の空きもあると。

そいぎ、それは個別に対応をすればある程度、半分ぐらいにはなるんですよ。

だから、読み替え計画のストック計画を伊万里みたいに何年にここをこうする、ガス給湯器をつける、何をするというのをつくってほしいと思うんですけども、そうでないともう 70 の空き家は減らないと思うんですけども、この辺についてお聞きします。

議長／野口まちづくり部長

野口まちづくり部長／市営住宅の予定年度の明記ということですけども、市営住宅ストック総合活用計画において主要別整備方針、修繕計画、住宅別整備方針一覧を示しており、市営住宅のストックの活用方針、修繕計画、建て替え計画***現在のところ明記しております。個別改善事業や建て替え事業の実施予定年度を明記するかどうかは、策定から 5 年後、見直しの際に検討していきたいと考えていますが、現時点での具体的に実施年度を明記することは考えておりません。

議長／14 番 宮本議員

宮本議員／5 年のときに見直すと言われますけれども、そこまで大々的にせんでも、ここが空き家になつとる、何でかなって。

日陰になってカビがいっぱい生えていると、取ればいいじゃないですかっていう感じですよ、私から言えばですね。

だから、今、少し前向きにも感じましたので、そこでできる改善をして、1 年に 10 ぐらい空

き家を減らすぐらいの感じで、7年ぐらいかけて減らすようによろしくお願いします。

次は、コロナ対策です。

コロナ対策については、武雄市は先行しているというのは皆さんの言うとおりで、これは市の関係者も一生懸命だし、町医者が鳥栖と一緒に多いということもあるんですよ、地の利というところもあったと思いますけども。

それは高齢者のかかりつけということで、まず、最初のスタートダッシュはよかったと思うんですけど、これからは65歳以下ということで、その計画を、接種計画を発表してくださいとあって、そのときちょうど佐賀市が出てたので言ったんですけども、これについてはこの質問の間の1週間の間に、またこれも解決していて、64歳以下の計画も公表してあります。ただ、何でニュースで取り上げられんかなというのが不思議でたまらんとですけども、まずこれについて、1番については解決しております。

次に、コロナ後って牟田議員も言われましたけども、そこも見据えてやっていかんといかん

と。特に、武雄の場合には観光地ですので、結局、制限も多く受けたところがあるわけですよ、旅館とか飲食店とか、ほかにもあるかもしれませんが、制限を受けた。

制限を受けたところに支援金というのも10万円とか来ますけども、テレビでもよくありますけども、支援金の10万円よりも、通常の営業をしたほうが1か月でいえばもうかる、もうかるというか、それが経済的ということですよ。

10万円も毎月出るわけじゃないからですね。

そうならば、もう早く経済回復をせんといかん、65歳は終わった、次は65歳の人が飲みに行ってもらえばいいですね。

そこで、まずはエッセンシャルワーカーに加えて、観光事業者に優先接種をして、マスターがもうコロナワクチンの接種をしていると。

そしたら、マスターを通じてお客からマスター、マスターからお客にうつるリスクが減るわけなんですよ。

今も、どっちかというとお座敷よりもカウンターがまずは小人数だから(?)多いもので、マスターとの接触も多いので、観光枠での早期接種は、同時でいいと思いますけども、考えられないかお聞きします。

議長／松尾福祉部長

松尾福祉部長／おはようございます。

次の64歳以下の接種の開始に合わせまして、感染防止等接種対象ガイド、15歳以下の感染リスクの軽減、子供たちを守るという観点から、保育士、幼稚園教諭、小・中学校の教職員、

また、さらには市民の日常生活を送るために欠かすことのできないごみ収集及び市の処理を担う衛生処理事業者等の方々を優先枠として現在、接種者希望リストの取りまとめを行っております。

議員御指摘の、観光、飲食、旅館業の従事者の方については、クラスターの防止、経済の活性化を含め、今後の予約、あるいは接種の状況を見ながら、少しでも早く接種できるよう方策を立てていきたいと考えております。

議長／14番 宮本議員

宮本議員／よろしく申し上げます。

コロナ対策***行動が早いというんですかね。

これも出したら、私が質問したときは、そこまで***さささつとしてるということですか、らしいなというふうにはちょっと思うんですけども。

次に、よろしく申し上げます。

それで、観光ってやっぱり不利益を受けた方をできるだけ、そういう形でみんなでサポートするようにしていきたいと思えます。

そして、次は武雄版のワクチンパスポートということで、市長さんがよく言われる正しく怖がる、ワクチンパスポートって、ワクチンを、今のファイザー社を打てばインド株っていうんですかね、ベータというんですかね、インド株についても有効ということですので、結構、全てに対して、イギリスは今、そこが膨らんできて、都市封鎖というのをまたしようとしているんですけども、ファイザー製を打っておけばそこまではないので、九十何パーセント安心ということになります。

そうなれば、ある程度は万能ということなんですよ。

そこで、ワクチンパスポートといますか、国でもしているんですけども、いろんな、国的にするといろんな問題があつてなかなか進まない。

進んでも多分、外国に行く人だけぐらいになるんじゃないかなと私は思ったりしてるんですけども。

それで、武雄版のワクチンパスポートで、今、受診すると受診票つてあるんですけど、小さい文字で小さい名前を書いて、小さいのを大事に保管してくださいということですので、それを人に見せたりちゅうことはちょっと難しいのですよ。

そやけん、例えば観光業の旅館の方はワクチン接種済みというのはあまりにもこう露骨かもしれないんですけども、そういうふうになっているんだなと。

そしたら、言われる消毒とかなんとか、今、県がいいお店について与えるという賞も、どちらかというと、ワクチン接種したほうがみんな喜ぶんじゃないかなと思ったりするんですよ。

ね。

そこで、ワクチンパスポートといったらいかんかもしれないけども、そういうのが分かるような、お客に安心を与えられるようなものがないかについてお尋ねします。

議長／松尾福祉部長

松尾福祉部長／接種をされた方へのワクチンパスポートの発行という提案でございますけれども、接種については本人の希望により行うものでございます。

そして、接種したい方でも、医師の問診によって接種できない場合、あるいは努力義務を除外されております妊婦の方は接種されないことも想定され、接種の有無によって、不利益や偏見が生じないようにしなければならないと考えており、現時点においてパスポートの発行は考えておりません。

また、現在、国において検討中でありますので、国の動き、方針等を注視していきたいと考えております。

議長／14番 宮本議員

宮本議員／そういうふうなことで、国のほうもあまり進まんのじゃないかなと思うわけですよ。

だから、全員に渡すというより、必要な人っていうんですかね、そういうお仕事、外国行くのもお仕事の仕事ですし、例えば武雄の方が商売をする、東京で商売するというのも、そういうので必要な方が申請して取るような形にすれば何かいいんじゃないかな。

全員にやって全員の証明をするんじゃなくて、必要な方は申請すれば出しますよぐらいの感じのことで、また考えていけば、武雄市がもう一段、コロナ対策で先に集団免疫を獲得し、そして、また経済も先に回復するんじゃないかなというふうに思います。

続いて、そうですね、これでは、ワクチンの量が必要回数の倍ありますので、もうその辺を、まちのお医者さんをお願いしてたくさん打っていただきたいと思います。

そして、次は教育問題です。

タブレット活用です。

タブレットも、以前、武雄はずっと始めてきたんですけども、本当に活用できているのかなというのは常々疑問だったわけですよ。

そして、この間、廃棄のときも見せてもらったら、新品同様に、これまだ使えるんじゃないかなと。

保険が切れてなかったらまだ使えるんじゃないかなというような感じで思っておりました。

それで、私は、コロナのお金を3億円も使うんなら、有効活用して、してもらいたいっちなことで、活用計画というのをしてくれませんかって言ったら、教育長は、つくりますみたいなことを言われましたけども。

いつのまにかそれが、タブレットの指導計画に変わったりですよ、やってることは実践発表みたいな形になっているわけなんですよ。

そこで、タブレット活用計画について、もう一度、前から言っているように、ざっくりでいいので、みんながそれを基に話し合いができるような計画をつくってほしいというふうに、再度、提案するんですけども、どうでしょうか。

議長／松尾教育長

松尾教育長／おはようございます。

議員御指摘の活用計画ですが、きちっとした活用計画というよりも、今年度、武雄市の教育情報化推進計画を改定いたしました。

端末が全学年変わりましたので、そういうことに合わせて改定いたしましたところでは。

この推進計画には教員のスキル、あるいは児童生徒のスキルについても記載をしております。これがこの時期までにこういったスキルを身につけてほしいという内容を示しております、それを受けて、各学校において、あるいは市教委でもしておりますけれども、研修を行っているところです。

さらに、今年度になりまして、学年ごとに活用の具体例、あるいは指導内容を示しました情報活用能力全体指導計画というものを各学校に例示しております。

各学校に例示して、各学校の子供たち、あるいは学校の実態に応じてつくっていただけるように見本を示しているところです。

といったことで、これについてはモラルのこと、あるいは先ほど言いましたスキルのこととかを各学年ごとにここまでというようなことで示しているものです。

以上です。

議長／14番 宮本議員

宮本議員／スキルとか安全とか、そういうのは以前からもあったんじゃないかなと思うわけです。

今までもずっとタブレットを使ってきたわけですからね。

ただ、一応、目標とかはあれで(?)、目標じゃなくて、結局、こっちがどういうものを提供するかですよね。

以前は、個に応じた学習というのを、スタディサプリを導入したけど全部じゃなかったというわけですね。

今度、タブレットドリルを導入して、誰もがつまづきを勉強できるようになったっついうわけなんですね。

だから、その次はどうするかねとかですよ、持ち帰って家で勉強するのは校長の判断となっているけど(?) どうなってるんですかねと。

それについても、その計画を見せてもらってから判断したいと思います。

続いてですけれども、二学期制とはなまるです。

独自に、武雄市では二学期制、はなまるをしてるんですけども、これについてもいろんな議論があって、そして、教育委員会で話し合ってる、話し合っていると、私は元の教育長のとときにその回答ぐらい言ってから去られるかなと思ったんですけども、それもなくて続いているわけなんですよ。

それで、今、働き方改革とか英語の必修化とかプログラミング教育とかいろいろ出てきているわけなんですね。

だから、その辺について、この2学期の中間報告なり、はなまるの中間報告、結論をいつ出すかについてお尋ねします。

議長／松尾教育長

松尾教育長／二学期制についての御質問でございますけれども、二学期制については平成29年度に教育計画学校行事等検討委員会というのを年間5回、会議をしております。

その中で、二学期制についても協議がされております。

この会議の中では、二学期制の廃止とか、そういった意見は出ておりません。

この会議を受けまして、次の年度、平成30年度に保護者の皆様、あるいは教職員を対象にしたアンケートを実施しております。

そのアンケート結果はおおむね肯定的な意見でありまして、例えばゆとりを持って教師が児童生徒に接することができるとか、授業や行事が充実して実施できるとか、そういうようなメリットを感じている意見が多くありました。

一方では、二学期制の意義を感じないという意見も一部ありましたけれども、三学期制に戻してほしいという意見はございませんでした。

旧武雄市では、平成16年度から二学期制を導入しております。

山内町と北方町はちょっと合併の関係で何年か遅くなっておりますけれども、非常に、この二学期制は定着しているものと認識しております。

二学期制の取組について丁寧に説明をしながら、今後とも二学期制を継続していきたいと考

えております。

議長／14番 宮本議員

宮本議員／私はちょっと二学期に責任があつてですね、前、週休二日になって授業日数が足りないと、そのときに私は、そしたら、今までの日本の伝統を壊しても授業日数を確保せんといかんということで、賛成した最初の2人やったと思うんですけども。

でも結局、その後に夏休みが短縮できるようになっているわけなんですよ。

だから、もともと、鉢巻き締めて言ったときの目的がなくなっているんですよ。

だから、そこは原点に帰って話をしてもらわんと、私もそこを変えた責任もありますのでずっと言っているとですよ、はっきり言ってですね。

そして、そういうことです。

それで、よそなんかも、ネットを見ると三学期に戻す動きが非常に活発と書いてありますよね、はっきり言ってですね。

そして、最後にですけども、はなまる学習です。

はなまる学習についても、私が最初にこう抵抗というか、したのは、授業に取り入れるってなつたわけですよ。

だから、相当の覚悟でやらないかんということで、今は、朝の時間の活用になっていますけども、その辺もちょっとははっきりしてもらいたいと思います。

それで、今回言いたいのは、はなまるのプリント代を保護者に消耗品代として出させていますよね。

だから、今度はタブレットをみんな持ったから、タブレットに入ればプリント代は要らないんじゃないですかと言ったら、いや、それはプリント代という名前のライセンス料なんですよと言うわけですよ。

そしたら、ライセンス料は、市が払うべきじゃないかなというふうに思うんですけど、その辺についてお聞きします。

議長／秋月こども教育部長

秋月こども教育部長／おはようございます。

先ほど議員がおっしゃられたような、まず、はなまる教材の分ですけども、現在、印刷代や教材費用の一部については保護者の方に負担をお願いしております。

大体、1人当たり年間3,000円程度かかっている分の1,000円程度の保護者負担をお願いしているところでございます。

それから、先ほどタブレット配信ということが出てまいりましたけど、それについては、まず、著作物などの問題もあって現状で配信することはできないと考えております。

議長／14 番 宮本議員

宮本議員／だから、そのお金を市が払うべきじゃないかって言っている。

議長／秋月こども教育部長

秋月こども教育部長／先ほども申しましたように、印刷代、教材費の一部の費用を負担をいただいている状況ですので、その分の考え方には変わりはありません。

議長／14 番 宮本議員

宮本議員／それが印刷代じゃないというわけでしょう。

印刷しなくても払わんといかんとというわけでしょう。

だから、印刷代の一部というのは、ちょっとごまかしに近いわけなんですよ、はっきり言えば。

それは著作料というふうに言ってくださいよ。

著作料を払わんといかんと、プリント代じゃないとですね。

だから、その辺についてはちょっとおかしいので、タブレットに入れて大きく文字してから読めばいいだけで、それが著作料ならば著作料で消耗品代じゃないからですよ。

私もそれを初めて聞いてびっくりしたとですよ、はっきり言って。

ああ紙代かなと思ったわけですよ。

以上で私の質問を終わります。

議長／以上で 14 番宮本議員の質問を終了させていただきます。

ここでモニター準備等のため、5分程度休憩いたします。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、12 番池田議員の質問を許可いたします。

御登壇を求めます。

12番 池田議員

池田議員／皆さんおはようございます。

ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、12番池田大生の一般質問を始めさせていただきます。

今6月定例会議の一般質問に、市政運営について、教育についてと大きく2項目を出させていただきます。

日本でも、コロナウイルス感染症における長い闘いがもう1年以上過ぎ、本当に医療従事者の皆さん、福祉関連従事者の皆さん、そして、全てのエッセンシャルワーカーの皆さん、本当に大変な思いをされ、従事されていると思います。

ここで感謝を申し上げるとともに敬意を表したいとおもいます。

そしてこの1年、武雄市でも少なからず感染された方も出ております。

今年に入って、4月2日、6日、9日と近い間に陽性者が出、13日には3件、そして14日、18日、19日と陽性者が続いてまいったところです。

市長におかれましては、本部長としてしっかりとこの武雄市の対策に当たってこられ、そして今、小康状態にあります。

本当に寝る間も惜しんでの対策だと思います。

感謝申し上げます。

早速、質問に入らせていただきますけれども、令和3年3月定例会において、市政運営についての質問の中で、武雄市の農業振興、地産地消とふるさとの味ということで質問をさせていただきました。

この中で、ふるさと武雄の味という郷土資料の部類に入るのか、考えるところですが、これがありましたということで、高齢者の方からお借りしてきましたと、かなり使い込んである本ですけれども、これをお借りしてきましたのでということで御質問をさせていただきました。こういうものも、武雄の歴史、文化として、どんな活用があるのかなと思いながら質問をさせていただいたところなんですけれども。

この3月定例会の一般質問の後、私にとっては珍しく若干反響がありました。

よかとは見つけたねとか、あれどこで見られるととか、どこにあるとねとか、いろんなお話をいただきながらですね。

ただ、私が確認したのは図書館にはない。

北方の公民館の図書館で、若干、バックヤードも調べていただいたんですけども、そこにもない。

ほかのところを探してもないので、何か重版とか、そういうものは難しいのかなという思い

でおりますけども。

これ、質問の後、市長さんのほうによかったらぜひ見てくださいということで申し上げましたが、忙しい中、見ていただけたでしょうか、市長。

見ていただけたということで、これで質問もつながるんですけども。

この武雄の味を見ていただいて、どのような感想を持たれたのか、そして、先ほど申しました、重版、増刷についてはちょっと難しいかなと思いますが、何か活用は考えられないのか、そして、私が調べたところ残っていないということでしたけれども、どのぐらい残っているのかなという思いもあります。

そして、これの今後の保存、そして、継承について、このふるさとの味の継承についてどのような思いを持たれたのかお尋ねをいたします。

議長／小松市長

小松市長／おはようございます。

ふるさと武雄の味、池田議員に貸していただきまして、読ませていただきました。

本当に郷土料理が幅広く掲載されていまして、感銘を受けたところであります。

例えば、かけあいとか、紅梅漬けとか、単にレシピが載っているだけではなくて、皆さんそれぞれレシピが違うんですね。

そこは非常に面白いなど。

一つの料理に一つのレシピではなくて、それぞれ提案された方が自分の家のレシピを上げているというところは非常に面白いなと思いました。

まさにふるさとの味というのはおふくろの味といいますか、優しく温かい味であって、やっぱりそういうものはこれからもしっかり残していくべきだと。

食というのはまさに大きな文化であると思いますので、ここについては今後もしっかり継承していく必要があると思っています。

そういう中では、例えば実際に市内でも料理教室があつたりしていますので、そういったところでも活用するとか、あとやはり子供たちにもしっかりと伝えていくというところが、特に核家族化されている現代においては大事だと思っております。

これは教育課程の話なので、私がどこまでできるかというのは教育委員会と相談なんですけれども、調理実習とか給食メニューとか、そういった形で何かしら学校の現場でも活用して、そして、まさに未来にバトンを渡していくと、それぐらい貴重な本であるというふうに感じるところです。

議長／12番 池田議員

池田議員／学校の現場というか、学校で活用できないか考えて行きたいと、調理実習とかです。

こういうコロナ禍の中、よそで見られた、例えばよそに行かれた大学生とか、そういう人にふるさとのものを送ったりとか、そういう事業をされているところもありますし、そういう中にそういうふるさとの味ということで若干のレシピをつけたりとかできれば、いい方向に行けるかなという思いもあります。

そこで反響があったと申しました、これ、かなり使い込まれて、実際使われてたんですね。これ、一時お借りしてお返しをしました。

その反響があったという一つに、家を、お母さんの荷物を整理されていたんでしょうね、まだ真新しいものがもう1冊出てきてですね(資料提示)、これについては提供していただいた方が、今回は、ほぼ無期限というか、しばらく持っていていいよということで、今、私の手元にずっとあるんですけども、また今後、何か活用策を考えられるときに言っていただければ、ぜひ活用していきたいですし、こういうものが郷土資料の一つかなと先ほど申し上げました。

これ、図書館の問題でもありますけれども、当初、選書の問題、そして、除籍の問題ですね、これ、いろんな問題があって、議会でも取り上げられたことがありますし、残していくものとして、さらにチェックが必要だという部分、図書館について通告をいたしておりませんので、この点については申し上げますけれども、ぜひこれ、図書館に残していくために何か加工したりとかそういう必要があるでしょうから、ぜひ文化と歴史、今、行われている武雄の文化のまちづくり構想、こういうところにぜひ取り込んでいただきたいということで、次の教育について、今、申し上げました文化のまちづくり構想、そして、35人学級導入、学習状況調査、新学習指導要領、スマイル学習、武雄花まる学園についてお尋ねさせていただきます。まず初めに、文化のまちづくり構想ということで、昨日から質問のほうが出ているわけですが、まず、文化のまちづくり構想、これ平成7年に市民の森構想という第三次計画にのっとった構想があったと思いますけれども、この中で、この目的について、目的というかこの市民の文化の森構想との第三次計画です、これは中長期計画での構想だと思っているんですよ。

これとの関連についてはどのような関連を持たすのかお尋ねをいたします。

議長／諸岡こども教育部理事

諸岡こども教育部理事／おはようございます。

関連性についてでございますが、市民文化の森構想は旧武雄市において平成7年3月に策定

された構想で、市民文化の森を拠点に全ての市民が自己の能力を伸ばし、十分発揮できる、人間性豊かでうるおいのある市民生活を実現することを目的としておりました。

それから27年が経過し、様々な社会環境の変化があり、また、文化会館は建設から40年以上経過し、耐震不足、老朽化などから再整備が必要な状況となっております。

これを機に、武雄の文化についても一度、原点から考え、次の時代につなげていくことが求められております。

市民の文化の森構想との関連性で言えば、文化によって市民の豊かな暮らしやまちづくりにつなげていくという点は共通いたしますが、今回の文化の森構想はこれまでの文化を大事にしながらも、これから先を見据えて文化を広く捉え、ハードではなく人づくりの観点で市民の皆さんに関わってもらいながら、新たな文化のまちづくり構想を策定するものであります。

議長／12番 池田議員

池田議員／これまでを大事にし、令和のこの時代にもう一度、原点から考えてとおっしゃられていましたが、以前の計画だから様々環境は変わってきていると思うんですよ。

原点に帰って文化を大事にしたいということで、ちょっと昨日の質問の中にありました、ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、先ほど、(資料提示)ふるさとたけおの味をぜひ残していただきたいということでお願いをいたしました。

昨日、江原議員のほうから緑からのメッセージ、巨木の里シンポジウム、これについてお尋ねがあったと思うんですよ。

一つの考えとして増刷ができないかとか、文化のまちづくり構想の中で、こういうことも考えていけないだろうかということだったと私は思っているんですよ。

そこで、きっぱりと、検討という言葉は、しないという言葉だとよく言われるんですけど、参考にするとか、そういうのはなくて、その場で言われたのが、考えておりませんと。

ぜひ、そういうところで参考にさせていただきたいという言葉が出るかなと思ったんですけど、質問をしたその場で考えておりませんという言葉が出たんですけど、これについてどのようにお考えですか。

議長／諸岡こども教育部理事

諸岡こども教育部理事／昨日は答弁の中で、考えておりませんと申し上げておりますのは、巨木の里シンポジウム、緑からのメッセージの本の増刷についてお尋ねがございましたので、その分については、市の図書館のほうで館内閲覧ができることから、増刷については考えておりませんというふうに答弁を申し上げました。

議長／12番 池田議員

池田議員／その、しないという考え方は、市の方向性として、これから武雄の文化のまちづくり構想をつくっていかうという中で、武雄市としての考え方ですね。

議長／諸岡こども教育部理事

諸岡こども教育部理事／繰り返しになりますが、本の増刷については考えておりません。

議長／12番 池田議員

池田議員／増刷については考えていないと。

ただ、こういうものも取り込んでいくということで、文化のまちづくり構想、文化を考えていくときに言われているその提案というか、そこを一刀両断する、一刀両断のような形に私は聞き取れたんですよ。

片や、ほかのところでは参考にいたしますという答弁が返ってくる。

ある議員さんには、考えておりませんと。

ぜひ、提案されているんだから、一考していただくことはできないのかお尋ねします。

議長／諸岡こども教育部理事

諸岡こども教育部理事／繰り返しになりますが、本の増刷については、館内での閲覧ができますので、増刷については考えておりません。

議長／12番 池田議員

池田議員／シンポジウムの在り方とか中身について、会議の中でも参考にするとあるんじゃないのかなと、これ3回、聞きましたんで、もうお尋ねはしませんけれども、市の総意ということで受け取らせていただきます。

すみません。ちょっとペンを落としたんで。

そして、文化のまちづくり構想、これについて、構想調査研究業務委託というものがあっておりますけれども、これ中身についてどういうものなのかお尋ねをいたします。

議長／諸岡こども教育部理事

諸岡こども教育部理事／文化のまちづくり構想調査研究業務につきましては、専門性、技術力、企画力、創造力***豊かな経験を有する事業者の方を選定いたしまして、構想を策定する上での補助の分をお願いするものでございます。

議長／12番 池田議員

池田議員／構想を策定する上での補助ということによかったですかね。

よかったですかね。

構想を策定する上での補助ということで、これ、予算もかかって委託をされるわけなんですけれども、片や文化のまちづくり会議が、デザイン会議があつて、そこに補助的な意見を言うわけですね。

デザイン会議の中で出た意見を何かに設計したりとか、そういうことじゃないということなんです。

今の答弁からいけばですね。

これまでも演告の中で、文化会館の老朽化に伴うことも含めて言われておりましたけれども、この文化のまちづくり構想が、そもそもが、まちづくり全体の構想なのか、まちづくり全体の構想だったら、文化会館周辺のみならず、合併いたしておりますので、歴史、文化、北方にも若木にも武内にも川内にも、東西川登、いろんなところに歴史文化があると思います。その全体を考えられるのか。

演告の中では北部地域、駅周辺の北部地域、そして文化会館エリアということで申されました。

なかなか見えない中に、これまちづくりの構想なのか、文化会館の老朽化による整備の問題なのか、そこをお尋ねします。

議長／諸岡こども教育部理事

諸岡こども教育部理事／文化のまちづくり構想は、新たな文化の創造とまちのにぎわいの創出を図ることを目指して、文化を生かしたまちづくりを実現するために策定いたします。

また、市民に開かれた文化、市民が関われる文化を大切にしたいと考えております。

エリアにつきましては、具体的に、文化エリアを設定して、機能や方向性を決定、市内9町が持つ文化との連携、交流、市街地スポーツの各エリアとの連動、文化のハブ都市を目指した拠点づくり、以上の4点を着眼としておりまして、文化エリアにつきましては、文化の敷

居を下げて、誰もが利用できる空間を目指したいと考えております。

議長／12番 池田議員

池田議員／このデザイン会議、始まったばかりで、全体のデザインを、これから夢のあるデザインを描いていかれるのかなと私も期待しております。

そして、市民の森構想とかいろんな構想があった中、これは第三次総合計画、第四次が平成28年でしたかね、29年でしたかね、あったと思うんですよ。

私、長期的に見た場合に、今回、第五次とか、そういう総合計画があるのか、ないのか、私見たことがないので、この総合計画については、物すごく、市の将来像を描くのに大事な部分でないかなと、これは通告してませんので、今後、そういうものについても、ぜひお示し、それを基にこういう構想をつくって、入っていただければ分かりやすいなど、基づいた計画としてですね。

そういうものにあってほしいなと思います。

そして、デザイン会議の委員さんの中にも、平成7年の会議に参加され、そして、図書館の指定管理に携わられ、そして、今回のこの武雄の文化のまちづくり構想ということに、この3つに、歴史文化に大きく、委員さん、通して(?)入っておられる委員さんもいらっしゃると思いますので、ぜひこれまでのその時々の課題、そして市民の要望、意見等を熟知されていると思いますので、今後のデザイン会議に大きな期待を寄せたいと思います。

そして、次に、定数35人学級導入について、今、コロナ禍の中、GIGAスクール構想とか、いろんなものが物すごいスピードで進んでまいりましたけれども、この定数35人学級の導入ですね、これにおいても2021年2月2日でしたかね、この法案が閣議決定されたところなんですけれども。

この導入される理由、35人学級が導入される理由ですね、そして、私もよく分からないんですけど、武雄市で選択をされているTTと、また、少人数学級の違いですね、この考え方がどう違うのか、そこをちょっとお尋ねいたします。

議長／松尾教育長

松尾教育長／議員お尋ねの35人学級の導入ということでございますけれども、以前にも申しましたけれども、1学級の児童生徒数を何人にするかというのは、教育の機会均等とか、そういった観点から、国のほうで責任を持って決められているものでございます。

40人学級から35人学級にということで、諸外国と比べて日本は多すぎるんじゃないかというようなことから、コロナということもありましたけれども、進んできた面がございます。

一応、今の国の計画では、令和7年度、2025年度に、6年生まで35人学級になるということになっているところでございます。

2つめの御質問のTTと少人数学級の違いでございますけれども、TTというのは、正式な名称は、指導方法工夫改善の加配ということになります。

学校には、その学校の学級数に応じて先生の数が決められる、これを基礎定数と申しておりますけれども、基礎定数と、その学校の課題に応じて加配という、配られますけれども、加配定数がありまして、この指導方法工夫改善加配というのは、いろんな加配の中の一つでございます。

その加配の使い方は、今までは、一つの学級でTTをするために使いなさいというような加配でございましたけれども、平成31年4月から、それを学校の選択において少人数学級クラスを2つに分けるというふうにも使っていていいですよというような制度に変わりました。

それはもう学校がこの学年は、あるいは学校全体をどちらで使ったほうが教育的効果がいいのかということで先生方が話し合いをして、最終的には校長先生が判断をされて、これまでどおりTTで使おう、あるいはクラスを2つに分けようというような活用を決められて、使うことができるようになったというようなことでございます。

議長／12番 池田議員

池田議員／学校において、その最大の子供たちに対する効果を考えて検討というか、されていると、選択をされているということです。

一点お尋ねですけど、これはどこの学校でも、例えば、全ての学校がTTか少人数学級か選択することができるのかお尋ねをいたします。

議長／松尾教育長

松尾教育長／先ほど申しましたように、指導法工夫改善加配というのは、どの学校に来ているものではありません。

全く加配が来ていない学校もございます。

その加配が来た学校だけが、どちらをするかを選択することができるということでございます。だんだん、35人学級になると先生の数が多く要るようになってきますので、最近の傾向としては、加配がどんどん年度ごとに減ってきている傾向にございます。

そういう状況ではございますけれども、その加配が来ている学校だけがそれを選択することができるということで、どの学校でもということではございません。

議長／12番 池田議員

池田議員／この定数 35 人学級については、2010 年ぐらいを皮切りにいろいろ議論をされてきて、導入に向けて動いてきたところなんですけれども、昨年コロナ禍、このコロナウイルス対策において一気に加速した部分も若干はあるのかなと。

G I G A スクール構想とかも含めたところですね。

ただ、対策で自由に少人数学級が選べるかといえば、そうではないと。

ただ、そういう加配等があって、学校の教育効果を考えて導入、選択をしていくということですね。

どこでもできないということですね、分かりました。

そして、この少人数学級が導入されて、今後、教職員さん、学校現場の働き方についてはどのように変わっていくのか、また、今後、教職員定数の基準に関する法律なんかでも、加配の部分ですね、そういうものも課題になってくるかと思えますけれども、先ほど言われた、一気にやると不足していくんだろうと、教室も不足するんだろうということ、段階的に令和 7 年に小学校 6 年生までを、段階的に学級編成の標準を引き下げることになっていると思いますが、先ほど少し触れました、教職（？）現場の働き方改革ですね、働き方がどのように変わっていくのかと、今後の課題についてお尋ねをいたします。

議長／松尾教育長

松尾教育長／今お示しをさせていただいております、先ほど申しましたけれども、学年進行で 35 人になっていくということでございます。

これはもう法律がそういうふうになりましたので、選択ではなくて必ず 35 人以下の学級になっていくということでございます。

一点申し上げますけれども、佐賀県の場合は、今、小学 3 年生も 35 人になっていると、これは県の施策によって 35 人ということに進んでいるところです。

人数が減りますと、一学級の児童生徒数が減りますと、事務的に幾らか事務量が減ってくるというようなことで、幾らかは働き方改革につながる面もありますけれども、今は御存じのとおり I C T を有効に使って、学習教材なんかも早く分かりやすい教材ができたりとか、あるいはそういった授業だけではなくて、事務処理も I C T をうまく活用されておりますので、そういった面でもかなり校務の効率性が上がってきて、負担軽減にはつながっているところがございます。

以上です。

議長／12番 池田議員

池田議員／負担、次、学習指導要領のほうで少し触れますけれども、時間は減らない。授業時数というか、科目は増えてくるという中に、負担の軽減につながっていくだろうということ、裏返せば今、負担が少し上がってきているという捉え方もできるんですよね。負担があるのかなど、捉え方の問題でしょうけれどね。その負担を、ちょっと減っていくかなという部分と、もう一つ心配なのが、令和7年の小学6年生まででこれが引き下げられたときに、武雄市内において教室、そして教育施設において教室が不足したり、施設整備を考えないといけないというような学校はありますか。

議長／秋月こども教育部長

秋月こども教育部長／ただいま議員がおっしゃった時点（？）ですけれども、まず、令和2年の12月時点の学校区別児童生徒数のデータによりますと、学級数を全て予測をしたところ、多目的室を改修し、教室を確保すれば不足は生じないという形で今考えておるところです。ただ、児童数や特別支援学級については、今後、新幹線開業、また、都市マスタープランの策定によって人口流入等の増加も十分予想されておりますので、よって、児童数の推移を毎年注視しながら対応していきたいと考えてございます。

議長／12番 池田議員

池田議員／導入というか、引き下げが行われることによって、若干の施設の改修が必要になってくるところもあると、子供たちの時間に影響が及ばないように、計画的にぜひお願いしたいと思います。

続いて、今年2年ぶりに、たしか学習状況調査が行われたと思いますけれども、私もこの学習状況調査において、子供たちの、若干報道とかで優劣の問題とか出ていますが（？）、私はそうじゃない。

この学習調査によって、何が足りないか、そして教職員の皆さんがどんな教え方をすればいいのかというものが指標になってくるのかなど、私はですね、私はというか、個人的な受け止め方を、それが正解だとは思っておりませんが、そう思っております。

この学習調査が2年ぶりに行われたんですけれども、全国、そして12月は県の調査が行われておりますけれども、この学習状況調査についての教育長の評価についてお尋ねをいたします。

議長／松尾教育長

松尾教育長／学習状況調査、これについて、今、議員御指摘のとおり、教員の指導の在り方とか、そういった子供の実態を把握するというについては、私も同感でございます。

やっぱり、授業をしていくためには、授業をした後には評価をしないと、次の指導につながっていかないということの繰り返しだと思っています。

そういう意味で、この学習状況調査というのは子供たちの学力の現状を把握すると、そして、教員として、これまでの指導の在り方、あるいは内容がよかったのかどうか、その成果、あるいは今後の課題を把握するのに有効なものだと思っています。

ぜひこの調査結果については、この後の指導の充実につながるように、各学校にお願いをするところでございます。

次の指導につながるためには、よく言われますけれども、授業改善ということが非常に重要になってまいります。

子供たちが意欲を持って授業に臨むということが確かな学力の定着につながってまいりますので、そういう意味で活用をしていきたいと思っております。

議長／12番 池田議員

池田議員／これ公表は、武雄市は公表していますかね、していないんですかね。

していますか。

次に、先ほど少しありましたが、新学習指導要領について、これが今年度からたしか中学校が変わったと思います。

生きる力の上になんかもう一つついて、何とか生きる力になったのかな、ちょっと私もその辺、不勉強ですけども、この新学習指導要領が変わったことによって、これも先ほど申し上げました。

学習内容の削減は行わない、しかし、科目というかアクティブラーニングの導入やプログラミング教育、そして小学校の英語など、教育内容が追加されているわけなんですけれども、これが先ほど申し上げました負担は減っていくけれど、これが導入されることによってまた新たな負担にならないのかなという思いの中、これが始まったことによって内容と取組がどう変わってきたのか、そして、教職員の、今まで小学校には英語がなかったんで、英語をやっていくために専門の先生とか専科教員の配置とか確保とか、その辺も課題になってくるかと思っておりますけれども、これについてどうなっているのか、そして、この新学習指導要領の教育目標についてお尋ねいたします。

議長／松尾教育長

松尾教育長／この画面にありますけれども、左下になりますが、何を学ぶかという言葉がございまして、これまでというのは新じゃないほうですけれども、これまでの学習指導要領は、何を学ぶかというのが非常に重視されてまいりました。

ただ、新しい学習指導要領においては、主体的、対話的で深い学びということで、先ほど言いました、授業改善を推進していくことを目指しております。

画面をお願いします。

(モニター使用) 新しい学習指導要領は、大きく3つの育成すべき資質能力ということで示されています。

例えば何を学ぶかということはこの中にはございませんが、今重視されているのは左下の、何を理解しているか、何ができるか、この辺が知識技能になります。

そして、右下の理解していること、できることをどう使うかということで、今までは学ぶところを重視されていたんですが、それをどう今から使っていくのかとか、そういった思考力、判断力、表現力、そして上のほうのどのような社会、世界と関わりよりよい人生を送るか、大きな3つの資質を柱として、子供たちの育成ということで重視をしております。

2つ目の、英語教育が入ってきたというようなことでもございますけれども、専門の先生方を配置してということをお指摘いただきました。

今年の1月下旬に中央教育審議会が令和の日本型学校教育の構築を目指してという答申を出しております。

いろんなことを指摘されているんですけども、その中で、小学校高学年から教科指導の専門性を持った教師によるきめ細やかな指導を充実しなさいということで、小学校高学年から教科担任制を導入していきなさいということで指摘を受けております。

その中で例として、小学校における英語あるいは理科、算数、こういった教科から、専科指導と言いますが、そういう導入をしなさいということで答申があつているところでございます。

議長／12番 池田議員

池田議員／何を学ぶかというところで、先ほど新たに増えてきたもの、今後、このことによって発達障害の生徒の通級指導とか、外国人児童生徒、武雄にどのくらいおられるか私も分かりませんが、その教育をどのように進めていくかも大事に、この義務教育法、標準法が改正されたことによってですね。

また、専科教員とか、そういうものも必要ですけど、今後、心理カウンセラーとか、そう

いう福祉専門スタッフとの連携とかも密になってくると思うし、心理カウンセラーなんかは学校に1人ずつ、受け持ちじゃなくて、各学校に1人いるのが私はベストじゃないかなというところも抱いているところなんですけれども。

次に、負担が増えていく中、武雄はスマイル学習、武雄市はICTを活用した教育ということでいち早く取り組んで来られました。

オンライン学習についてもスムーズに入っていくことができたということも聞いておりますし、ものはどうあれ、触ってきたことが、触れてきたことが今のGIGAスクール構想の中でいち早くスムーズに入っていた要因じゃないかなと思いますけれども。

教育長、今まで学校現場として、いろんな、アイパッド、そして、その後、黄色のやつとかです、それで、その後またケイアンのタブレットと、そして東芝と続いてきて、今回、クロームブックですかね、移り変わってきたわけなんですけれども、その辺、経験からのこれについての評価というか、これについてどのように捉えられているのか、現場を見てこられた教育長にお尋ねいたします。

議長／松尾教育長

松尾教育長／タブレットの導入については、本当に武雄市は全国的に見ても早くから出ていただいて、今回のGIGAスクールは本当にスムーズに導入が進んでいるんじゃないかなと思っています。

私は中学校でしたけれども、いろんな会社のタブレットが入っておりました。

今回は、それが全部クロームブックに、1年生から中学3年生まで導入されているというようなことで、今までは各学年で機種が違っておりましたので、先生方の研修をするときに学年ごとですとか、そういったこともしなくてはなりませんでしたが、新しいものになって全員が同じものを使うということで、非常に先生方の研修もスムーズに行われるようになっていて聞いております。

以上です。

議長／12番 池田議員

池田議員／そして、武雄はそのICTを活用した教育の中で、スマイル学習ということで取り組んでこられましたけれども、スマイル学習、これは反転学習のことだと理解しておりますが、この反転学習、今現在どのようになっていて、また、これまでその教材においては教職員の方々が作り込んで、保守契約を結ばれて、コンテンツとかされていたと思いますけれども、今現在、このスマイル学習がどうなっているのか、そして教材の作成、そして保守

契約及び管理委託料についてどうなっているのかお尋ねをいたします。

議長／秋月こども教育部長

秋月こども教育部長／現在、武雄式反転授業、スマイル学習ですけれども、これについては現在も学習利用端末の持ち帰りによる予習、復習を実施しております。

それと、令和2年度までに、企業と先生と共同で動画を作成して活用しております、その動画のコンテンツ管理システム委託料というもの2年度には支払っております。

ただし、令和3年度については、教科書改訂や新学習指導要領の施行に伴って動画の見直し等が必要になったこともあり、以前作成した動画の使用はいたしておりません。

現在は、教科書会社提供の動画やタブレット***教材等の学習コンテンツを活用してスマイル学習を推進しているところでございます。

議長／12番 池田議員

池田議員／

教科書会社の動画コンテンツ等を、デジタルコンテンツを使っているということですね。

そしたら、現場で教職員の方がつくり込んでいくという負担は減ったということで受け取りますけれども、これまでスマイル学習をやるに当たって予習、復習、家庭に持ち帰って様々なアンケート等をやるということで実施されてきたんですけれども、今この持ち帰り学習についてはどのようになっていますか。

議長／松尾教育長

松尾教育長／先ほどのスマイル学習に関連してですけれども、この辺の有効性は、家に持ち帰って予習をするというようなことを活用するわけですけれども、そういうことをすることによって、学校に来たときの授業中に、まず一つは、共同学習というのが今、重要視されています。

***子供たち同士で話し合いをしながら解決していくという勉強の仕方ですけれども、その時間が結構、時間が確保できるということ。

あるいは個別最適化という言葉もありますけれども、事前に家庭で予習をしてくることで、教師は授業の前に子供たちの理解度とか、そういったあたりを把握して、個別指導の時間も確保できるというようなことで、非常にGIGAスクールで端末を使う授業には有効な学習方法だと認識しております。

また、武雄市が素晴らしいのは、必要な生徒にモバイルルーターを貸し出して、準備をしていただきまして貸し出しております。

家でインターネット環境を使って、いろんな学習用コンテンツを使って自宅で学習できる環境もできておりますので、毎日持ち帰って、先ほどのドリルなんかを使って勉強している学校もあるし、今後そういうふうな形に変わってくるんじゃないかと思っております。

議長／12番 池田議員

池田議員／このICT教育については、先進的な取組をされて、有効だと思っておりますということ。

また、共同学習、アクティブラーニングについても効果が発揮できるんじゃないかと思っております。

また、プログラミング等、新たな教科等もありますので、ぜひこれまでのノウハウ、こういうノウハウをしていただいて、武雄市教育情報化推進計画、武雄版GIGAスクール構想ということで配付されておりますけれども、これも令和3年度から5年度、短期間ではありますけれど、これをずっと更新をしていきながらまた取り組んでいただければなと思っております。

先ほどのデジタル教科書も導入されたということ。

そして最後に、官民一体型武雄花まる学園、花まる学習について少しお尋ねを、最後にさせていただきます。

現在の実施状況、そしてこのコロナ禍において、3密を避けるというようなことで言われてきて、今この学習状況、実施状況がどうなっているのか、そしてコロナ禍における実施状況、実績ですね、そして、花まる学習をやっていくに当たっての関連経費と予算についてお尋ねいたします。

議長／秋月子ども教育部長

秋月子ども教育部長／まず、花まるタイムについては、現在コロナ感染症対策のために地域支援員の参加については全校、自粛をしております。

そのため、教員と児童のみで実施をしている状況でございます。

平成元年度の実績ですけれども、まず、延べ1万2,522人の地域支援員の参加がっておりますが、令和2年度は新型コロナの影響で、9月から1月まで一部の学校で実施しております、延べ1,104人の参画となっております。

それと、花まる学習の係る経費の予算のことですけれども、まず、予算の推移としまして、

令和元年度、これが1,897万7,000円、令和2年度が1,775万4,000円、それと令和3年度が1,498万9,000円となっております。

状況としまして、令和3年度の予算額が令和2年度よりも減額になっておりますけれど、主な理由としましては、花まる支援員の謝金の削減という状況になっております。

以上でございます。

議長／12番 池田議員

池田議員／今回、定数35人について、そして新学習指導要領、そしてICTを活用した教育ということでお尋ねをしましてまいりましたけれども、この花まる学習ですね、これは新学習指導要領の中にも学習の方針として同じことが書かれている部分があるんですよね。

それ重複しているわけなんですよ。

学習目標がですね、目的とか。

その中に、今、単元がコロナ禍の中で休校があったり何だりして、完全に単元、教科のやれているのかといたら、やれていないような気もするし、そのモジュールの時間を単元に当てることは可能なんですよ。

15分のモジュールを単元として捉えていく、3つやったら1単元になるっちゃうことでしょう。

そういうことに目を振り向けていく。

先ほど、予算の面についても年間1,800万とか、令和3年は1,498万かかっていると。

ほかにも保護者から負担をいただいている、こういう予算を今、負担が出てきている現場において、先ほど申しあげました心理カウンセラー、そしていろんなICT支援員も今後必要になってくるでしょう。

こういうコロナ禍のときだからこそ、そういう予算を、そういうふうに目を向けていく、そして花まるを検証して、これが有効なのかどうなのか、そしてこの予算に目を向けていく、違うものに目を向けていく必要があるかないか、そこについてお尋ねをいたします。

議長／秋月こども教育部長

秋月こども教育部長／まず、予算の編成についてはいろいろな御意見をいただきながら、また、現場での状況等も十分いただきながら編成をしましてまいりたいと思っております。

それと、コロナ禍で休校があった中で花まる学習を実施するに当たって、単元関係の時間について確保という形も御質問がございましたけれども、時間を圧迫しているという現場からの報告はあっていない状況です。

議長／12番 池田議員

池田議員／ぜひKPI、重要業績評価指数をやっていただくこと、これ重要なんですけれども、PDCA最後のアクションがないんですよね、KPIには。
だから、そこにつなげて、ぜひ検証していただいて、結果を出していただきたいと思います。
これで、時間ぎりぎりとなりましたけれども、6月の一般質問、終わります。

議長／以上で12番 池田議員の質問を終了させていただきます。
ここでモニター準備等のため、5分程度休憩をいたします。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。
一般質問を続けます。
次に、11番 松尾議員の質問を許可いたします。
御登壇を求めます。
11番 松尾議員

松尾陽輔議員／皆さん、こんにちは。
ただいま議長のより登壇の許可をいただきましたので、11番、公明党松尾陽輔の一般質問を始めさせていただきます。
まず初めに、先月よりコロナワクチン接種が開始され、医師会の方々、さらには市の担当課はじめ職員の皆さんも、休日を返上しての対応に心より感謝を申し上げます。
また、コロナ禍で明るい話題が少ない中、7月1日より、手話言語の普及と多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例が施行されました。
関係者から喜びの声が届き、議会でもしっかりと皆さんと一緒に、共々に普及促進に努めていきたいと思っております。
また、先週の金曜日、公明党にも、私自身、微力ながら早期成立を要望しておりました医療的ケア児支援法が成立し、家族の方から一歩前進と喜びの声が私に届けさせていただきました(?)。
市内にも医療的ケアが必要な児童がおられます。
現在、市長、教育長ともにしっかりと支援をしていただいておりますが、今回の支援法成立を受け、インクルーシブ教育の一層の体制と環境の整備をいま一度よろしくお願いを申し上げます。

げておきます。

それでは、時間も限られておりますので、通告に従って質問をさせていただきます。

今回は、第1項目として最初に、2025年、2040年を見据えた様々な課題への対策について、2つ目には、武雄市の観光スポットについてお尋ねをさせていただきます。

詳細については質問席からさせていただくとして、皆さん、超高齢化社会、2025年まであと4年です。

さらに1人の高齢者を1.5人の現役世代で支える2040年問題まであと19年。

最近、地域でも少子高齢化による地域コミュニティの崩壊への懸念の声、さらには環境保全への危機感の声もよく耳にするようになりました。

そこで、市長に、2025年、2040年問題に対しての課題認識と、今年3月に公表された第4次武雄市行政改革プランの中身についてはこの後触れさせていただきますが、まずこの行政改革プランを進めていかれる中で、基本をどこに置いて進めていかれるのか。

第1次、第2次、第3次のプランも見させてもらいましたが、今回の第4次のプランの令和7年まで、令和7年までの5年間で最も重要な5年間と私は捉えております。

冒頭2点、市長に見解をお尋ねいたします。

よろしく願いいたします。

議長／小松市長

小松市長／団塊の世代の方が75歳以上になる2025年、そして団塊ジュニアが高齢者になる2040年。

私も高齢者になるのは2041年なんですけれども、まさにこれを迎えて、超高齢社会が到来します。

超高齢化社会が到来すると、例えば医療費とか介護の需要が増える、一方で供給が不足するとか、あと労働力が不足する、さらには、やはり社会保障費が増大して財政に大きな影響を与えてくると、そういった問題があると思っています。

特にこの財政の話、社会保障費が増大していくというのは、幾ら給付と負担の見直しをしても明らかですので、ここについては、それを見据えて今から財政対策をしっかりとしていく必要があると考えております。

そういう意味も込めて、今回、第4次行革プランを策定したところです。

出を減らす、そして入を増やすということで、それをしながら、行政サービスの質は落とさずに、一方で持続可能な財政運営を確立していくというのが今回の行政改革プランの基本的な考え方であります。

議長／11 番 松尾議員

松尾陽輔議員／私も、まさに行革とは何かと考えたときには、市民サービスを低下することなく、より向上させるための行革であり、節約、節減に努めていただくことが行政の皆さんの役割、役目ではないかということで、市長にしっかりとかじ取りをお願いさせていただきたいと思います。

それでは、具体的に質問に入らせていただきます。

まずは、財政運営について、次世代の財政の見通しはどうかということでお尋ねをさせていただきます。

皆さん、1市2町、平成18年4月に合併してから、はや15年がたちます。

佐賀県西部の中心部として合併特例債を活用しながら武雄市は新都市計画が進められ、現在、都市基盤、また生活基盤も整備が整いつつある一方、財政基盤を見てみますと、小松市政を法人に例えて、小松株式会社の経営努力はこの後説明をしていただきたいと思いますけれども、まだまだ経営が安定までには至っていないということで判断をさせていただきながら、改革の必要性を感じさせていただきますが、合併して15年、財政面での合併の効果と、さらに今までの行政改革の成果をどのように小松株式会社は判断し、分析をされておるのか、お尋ね、見解をお願いします。

議長／山崎総務部長

山崎総務部長／財政基盤の合併による効果の分析と申しますか、そこについてですけれども、合併による財政基盤の分析につきましては、合併による普通交付税の割り増しが15年間で約126億円、合併特例債を活用した基金といたしまして約20億円の積み立て、それから、合併特例債、後年度に財政支援がある有利な起債ということになりますので、この分の起債を活用したインフラ等の整備を行っております。

また、合併後の行政改革の成果といたしまして、職員数の減、221名、事務事業及び行政経費の削減などにより約70億円の成果を上げている状況であります。

なお、平成17年度と令和3年度末の見込みといたしまして、地方債残高では約125億円の減、基金残高では約22億円の増というような状況になっていることから、合併による財政基盤の強化は、現時点では図れているものというふうに分析しています。

しかし、将来的な人口減少社会を見据えて、今後も財政基盤の強化には努めていくこととしております。

議長／11 番 松尾議員

松尾陽輔議員／今のところ合併交付化(?)はできているというふうな御説明でございましたけども、第4次武雄市行財政改革プランを見させていただく中で、歳入では市税交付税の減少が今後非常に懸念されていると。

また、歳出では、冒頭市長も言われました医療、介護関係の経費や扶助費が非常に今後増えてくるだろうという予測、さらには公共施設、建物、社会インフラの老朽化に伴う建て替え、様々な課題がここに書かれております。

非常に厳しい見方をされているかと思えますけども、そういった中で、7ページとありますが、この中には行革、改革プランへの具体的な取組も明記されております。

数字を見てみますと、歳入歳出収支見通しということで、令和3年から令和5年まで、5年間で今の歳入歳出を、そのままいけば約15億の赤字が出ますよと。

また、令和10年までは33億円の赤字という見通しが行革プランの中に書かれております。

そういった中で、現在の行政サービスを維持した場合、財源不足を、今基金が、基金といいますが武雄市の貯金、基金ですけども51億円。

そういった形で、それを赤字補填を続けながらしていくと、令和9年にはこの基金がゼロになりますよというふうなシミュレーションも皆さん出されております。

非常に厳しい状況が見てとられるかと思えます。

そういった中で、視点を変えさせていただいて、先ほど地方債という話も出ましたけども、臨時財政対策債などがありますけども、今回は、私は合併特例債について確認をさせていただきたいと思っております。

合併特例債は合併を進めるための非常に有利な起債であったわけでありまして、対象事業費の95%が充当率で、さらに元利金の7割が国からの交付金で措置をされ、残り3割を武雄市が負担するという非常に有利な使い勝手のいい合併特例債でありますけれども、3割が負担といえども借金は借金ですから、借り入れは借り入れだと思いますから、そういった中で、先ほど非常に厳しい赤字、15億赤字、33億赤字ということで、この合併特例債が一般財源に負担を来すのではないかというふうな懸念も抱く一人として、現在武雄市の合併特例債に対する上限額は幾らなのか、また、上限額による現在の合併特例債の借り入れの残高、また、今度は合併特例債が令和7年まで延長されましたものですから、今後いろいろ計画もあられる中で、計画を踏まえて最終的に上限額いっぱい合併特例債の活用を計画されているのか、ちょっと確認をさせていただきます。

議長／山崎総務部長

山崎総務部長／合併特例債につきましては、限度額が173億円、借入済額につきましては、

令和2年度末までですけれども162億3000万円。

計画期間は先ほどありましたように令和7年度までということになっております。

今後の借り入れにつきましては、朝日公民館などインフラ等の整備等で活用していきたいというふうな考えでございまして、最終的には限度額の173億円を活用する計画といたしております。

議長／11番 松尾議員

松尾陽輔議員／137億、最終的には合併特例債を活用させていただきたいと、活用するというですけれども、その残り3割、173億ですね、すみませんね、その負担が先ほど言ったように、償還がいよいよ始まっているかと思っておりますけれども、償還が一般財源に負担を来していないかどうか、いま一度確認をさせていただきます。

いかがでしょうか。

議長／山崎総務部長

山崎総務部長／合併特例債につきましては、元利償還の7割は普通交付税の算定で入ってくるというような状況になります。

現状におきましては、返済に係る分につきましては、ピークにつきましては過ぎているというふうな認識をしております、今後しばらくは8億から10億程度の返済が見込まれる状況にあります。

その後、令和12年度には5億円を下回るというような状況で推移をしていくものというふうな考えております。

松尾陽輔議員／負担は来すのかどうか。

一般財源の負担は。

山崎総務部長／負担につきましては、先ほど来から言っておりますけれども、普通交付税で70%算定をされますけれども、実際の武雄市の負担額につきましては、173億円借りた場合に約62億円が入ってきて、およそ111億円が武雄市の一般財源からの持ち出しというふうな計算になるというところで見込んでいるところであります。

議長／11番 松尾議員

松尾陽輔議員／もう少し私も細部にわたって(?)調査をしていきたいと思っておりますけれども、冒頭言いましたように、使い勝手のいい合併特例債であります。

当然、今後の事業費にぜひとも充当させていただきながら、活用すべきところは活用していただきながら事業に当たっていただきたいと思っておりますけれども、先ほど冒頭言いました、こういった形の2025年、2040年問題を考えますと、今後のいろんな事業計画に当たっては、当然必要性和、また必要な規模等も今以上に協議を重ねながら事業の実施をぜひお願いをしておきたいと思っております。

そういう中で、今回この質問に当たっては、国民健康保険事業あるいは介護保険事業、水道事業、あるいはあるいは消防事業、あるいはごみ処理焼却事業等は、県または県西部、杵藤広域圏の広域で運営がされております。

市長にちょっと確認ですけれども、お尋ねですけれどもというかお願いのほうが強いですが、今後、公共、今回の一般質問でもスポーツ施設の建設とかいろいろ話も出ておりましたけれども、今後の公共施設の建設に当たっても、全ての施設が武雄市内にあったほうが当然いいわけですよ。

遠くに行かなくていいわけですが。

ただ、先ほど言いましたように、2025年、2040年問題を見据えたときに、将来の子供たちの負担を***、重荷をかけて(?)はいかんといい思いの中で、財政と今後のランニングコストを考えると、今後のそういった施設の計画に対しても、こういった広域での新設、また、広域的な利活用でのそういった施設の建設に具体的に検討していく時期に来ているのではないかと、ひしひしと私は危機感を覚えながら、今回、武雄市の新施設の計画についても、広域での建設と利活用をすべきということで提案させていただきますけれども、市長の見解をお尋ねをさせていただきます。

議長／小松市長

小松市長／これからの人口減少社会において、行政サービスを持続的、継続的にやっていくための方策として、より広域で、これは分野にもよるとは思いますけれども、必要な分野においては広域でさらに考えていくという発想は私は大事だと思っております。

市町村合併があって、旧町、旧市だけでなく、市全体で考えようというふうなのが恐らく平成の大合併以降の考えだったと思います。

令和は恐らく、長期的に見るとさらにそれが広域に発想として広がっていくというふうには思っています。

あとはやはり枠組みをしっかりとつくるところが大事だと思います。

お隣の首長と口約束をしていますが、やっぱりそこは突然変わることもあるわけですから、現

在あるような広域の枠組みというところをどのように今後活用していくかということもありますし、ここは既に私も様々な広域の連合にも加盟をしておりますし、杵藤広域圏も管理者でもありますので、この辺りについてはいろいろ関係者とも今後話合い、協議なんかも進めていく必要があるかなと考えております。

議長／11 番 松尾議員

松尾陽輔議員／市長も言われたとおり、杵藤広域圏の、市長は管理者ですよ。管理者でもあられるわけですから、先ほど提案させていただきました公共スポーツ施設等は、広域連携、また建設と利活用をぜひ検討といいますか、管理者自ら提案をしていただきたいという思いで今回質問をさせていただきましたので、よろしくお願いを申し上げます。また、行革プランの中身を見ても、市の資産の売却についても記載をされております。市の資産の売却については、利用規約のない土地等の売却で約 7000 万、歳入の確保目標分が挙げられておりますけれども、市長、市の資産といえども市民の資産ですよ。その基本は忘れることなく、今後も市民の皆さんと、また、利用される方々とよく協議をし合いながら、処分は処分という形で対策を講じていただきたいと思います。市長も西川登のかんころの会のかんころの家に行かれたかと思っておりますけれども、現在そのかんころの家は地域包括ケアシステムの拠点になっているわけですよ。この間、私も、拠点の生活支援コーディネーターのイデさんと話をさせていただいて、よかったという話から始まったわけですよ。何ですかと訪ねると、この施設は西川登の中学校の校舎跡ですよということで、もう数十年たっていますね、西川登中学校が統廃合で今、川登中学校になっていますけれども、そういった中で、中学校が保育園になって、保育園が今度また新しく移転して新しくなった、その後どうしようかという協議もされたようですが、残そうということで残していただいて、今地域になくってはならない居場所になっていますよということで話を聞いたところでございました。そういった中で、先ほど言いましたように、活用できるものは活用しながら、残すものは残していただきながら、ぜひ、処分ありきじゃなくて、そういったニーズとか地域の声を聞きながら、ぜひとも資産処分については慎重な取扱をよろしく申し上げます。それでは次に、福祉行政についての 2025 年、2040 年代の対策についてお尋ねをさせていただきます。地域包括ケアシステムの構築への課題ということで、皆さんも聞かれたことがあるかと思っておりますけれども、地域包括ケアシステムとは、団塊の世代が 75 歳となる 2025 年をめどに、高

高齢者を支えるサービスを地域で一体となって取り組みましょうと、地域で助け合いながら介護予防、さらには生活支援を地域で、住み慣れた地域で生活することができるように安心、安全なまちづくりを目指しましょうということが、地域包括ケアシステムの目的だと私は理解させていただきます。

そういった中で具体的に現在、市内の9町では第1層の共同体から第2層に移りながら町民のアンケートを実施しながら、こういった、市民の町民の皆さんが支援が必要なのか、またこういったことに困りごとがあらわれるのかどうかということで、アンケートを、私自身もアンケートを書かせていただいた一人でございますけれども、アンケートを集約して対策を今話し合いをされている状況だと思います。

そういった中で、市はそういった各市町の市の共同体との連携はどういった形でされているのか、情報の交換はどういった形でされているのか、見解というか確認をさせていただきます。

御答弁をよろしくお願いします。

議長／松尾福祉部長

松尾福祉部長／現在、各町に生活支援コーディネーター、地域支え合い推進委員を配置し、第2層協議体と連携を図りながら、高齢者の困りごとの調査や生活支援の担い手の育成、地域支え合いづくり等について、それぞれの町民への周知などを行っております。

市と各町協議隊との情報共有、連携につきましては、2か月に1回、コーディネーターとの情報交換のほか、各町第2層協議体の全体会議や代表者会議に担当の職員が出席し、情報の共有、地域支え合いづくりに関しての課題等について意見交換を行っております。

議長／11番 松尾陽輔議員

松尾陽輔議員／武雄通信(?)ということで、こういった形で各協議体の状況も常々報告をいただいているようですけども、こういった情報を我々議会も共有しながら県や国にも要望、陳情をすべきだと思いながら質問をさせていただいたところでございますけれども、ちょっと見方を変えてみますと、今は町民の困りごとという話だったですけども、共同体自体は困りごとはないかということでいろいろ調べてみたところ、先ほど西川登町のカンクロウの家の話をさせていただきましたけれども、カンクロウの家のような独立した施設があれば最高ですけども、例えば、若木あるいは武内を見たときにそういった施設はあるけれども、なかなか借りれば家賃が発生するとか、なかなかもう少し、部屋数が少ないとかっていうことで、なかなかそういった中でまだ具体的な話が出ていない状況だと聞いておりますけ

れども、例えば、若木町でいえば現段階では公民館との連携、施設利用が不可欠なような状態に来ているのではないかとということで認識をさせていただいております。

ただ、地域包括ケアシステムの目的は、生活支援、介護予防であり、本来の公民館の目的とは異なるような気がいたします。

そういった中で、社会教育法の第20条の目的に、公民館は市町村、その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、ジョウソウのジュンカ、上層の純化を図り、生活、文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とするとありますが、改めて公民館の利活用に関しては市のこういった形で市は思っておられるのか、市の見解をお尋ねをさせていただきます。

議長／松尾福祉部長

松尾福祉部長／公民館につきましては、地域住民にとって慣れ親しんだ施設であり、サロン活動などの高齢者の介護予防活動や居場所づくりの場として、これまでどおり地域住民が活用できる施設として利用していただければというふうに考えております。

議長／11番 松尾陽輔議員

松尾陽輔議員／公民館はぜひ利用して利活用してくださいということですね、確認をさせていただきました。

今後、市または地域にとっての地域包括ケアシステムが非常に重要な事業と捉えていただいているかと思えます。

最終的には周辺部の核になる事業ではないかということも私は見据えながら思っているところではありますけれども、今後、今、朝日の公民館が建設、また若木もその後に計画ということで聞いておりますけれども、先ほど言われたとおり公民館の利活用も大いにしてくださいという状況の中で、基本設計の中で利便性のある使い勝手のいい間取り等も考えていただきながら包括ケアシステムの介護予防、あるいはそういった生活支援の場にも使えるような機能のある公民館の設計にぜひしていただきたいというふうな思いでおります。

また、各既存の公民館においては、もう少しそういうふうな介護支援、生活支援にも人がほしいというような既存の公民館の要望があれば、そういった要望にも積極的に応えながら、施設の整備、またそういった包括ケアシステムの地域の側面的な支援をすべきと思えますけれども、どうでしょうか、見解をお尋ねさせていただきます。

議長／諸岡子ども教育部理事

諸岡こども教育部理事／先ほど議員が社会教育法の御紹介をされました。

その中で健康の増進も公民館の目的となっております。

先ほど福祉部長のほうで答弁をいたしましたように、地域住民の方が活用できる施設として利用していただきたいというふうを考えております。

議長／11番 松尾陽輔議員

松尾陽輔議員／公民館を活用するに当たって、高機能的な施設の間取り等も考えながら、今後の基本計画に当たってくださいということで申し上げたところでございました。

それでは次に、包括ケアシステム構築の最大の懸案事項といたしますか、今、第2層共同体、いよいよ第3層に移り始めるわけですけど、第3層に移れば、具体的には2024年度までは地域包括ケアシステム拠点事業、整備事業、地域振興基金を活用して事業が進められていきますけども、最終的には25年度以降は各自治体、地域の自治体、また、ボランティア団体、サロンで運営してくださいよという流れになってきます、このケアシステム構想は。

2025年以降ですよ。

そういった中で、自治運営となれば、当然そこには自主財源という部分が出てくるわけですね。

自主財源の確保、めどが立たなければ当然事業の運営ができないわけですから、ただそういった中で2024年度で運営費補助が終了いたします。

終了した後、市長、この自主財源の確保のめどが確実にできる共同体であればいいわけですけども、厳しい状況であれば、25年度以降も当面の間は財政的支援が必ず運営していく上では必ず必要かと思っておるところでございます。

そういった中で具体的に今後の支援策として検討しておられるのかどうか。

また、25年先とはいえども、もうあと4年しかありません。

今の段階でこういった支援を、こういった財源があるのか検討しながら、ある程度のこういった財源を見いだす時期だと思いますけれども、見解をお尋ねさせていただきます。

議長／松尾福祉部長

松尾福祉部長／拠点整備、そして運営事業の補助期間につきましては、先ほど議員御指摘のように、昨年度から令和6年度までと設定しております。

この補助期間が終了後、第3層の活動継続のための運営資金が各町の懸案事項となっていることにつきましては把握をいたしております。

市といたしましても、支え合いの地域づくりが円滑に継続されますよう、第2層協議体の要望等も聞きながら、第3層の活動の運営費助成につきましては、本年度から介護保険事務所から広報されます介護予防事業等に係る交付金がございますので、それを財源として活用できないか、現在検討を行っているところであります。

議長／11番 松尾陽輔議員

松尾陽輔議員／検討どころかぜひ充当できるように努力をしていただきたいと思います。市長、その辺考えはいかがでしょうか。お尋ねをさせていただきます。

議長／小松市長

小松市長／この地域包括ケアシステムについては、コーディネーターの方はじめ、かかっている皆様に本当に感謝をしたいと思います。今日の松尾議員の冒頭の話がやはり、財源とか財政の話でありました。やはりこの仕組みがしっかりと機能をしていくというのは、2025年問題、2040年問題を解決する上で非常に大きなポイントだと私は思っております。そういう意味で、いかに多くの方に参加をしていただけるか、そして、もう一つは今部長から交付金の活用というところも考えていきたいとありましたけれども、そういった活用できる財源をしっかりと見つけてくると、そういったところもあわせて、とにかく持続可能になるようなサポートというのを、市としても今後ともしっかりとしていきたいと考えています。

議長／11番 松尾陽輔議員

松尾陽輔議員／しっかりよろしくお願いをしたいと思います。9町全ての協議体が1か所でも厳しいという状況にならないように、しっかりと9町の状況を把握しながらこのケアシステムの構想は、市にとっても、また地域にとっても最重要課題と私は認識をさせていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げておきます。それでは次に、2025年、まだ続きますけれども、市営住宅の入居に関しての保証人の取扱いについて、再度認識を、見解をお尋ねさせていただきます。市営住宅の武雄市市営住宅設置条例の規則の第6条に、連帯保証人は1名とし、市内に居住し云々という条例が第6条に書かれております。そういった中で、改めて最近なかなか保証人が見つからないという相談も受けながら、確認

ですけれども、武雄市は入居するに当たって、条例どおりに保証人ができなければ入居できませんよといった形で対応されているのかどうか、確認をさせていただきます。

議長／野口まちづくり部長

野口まちづくり部長／市営住宅の入居希望者の保証人に関する御質問ですが、市営住宅設置条例の第 11 条において、市営住宅の入居手続に際し、市長が適当と認める連帯保証人のエンショ(?)する契約書を提出することと規定されており、市営住宅への入居に際しては今のところ全ての入居者から連帯保証人として 1 名をお願いしている状況であります。

議長／11 番 松尾陽輔議員

松尾陽輔議員／入居希望者には全て連帯保証人をお願いしているということですね。

それでは、令和 2 年の 2 月 20 日、国交省住宅局が公営住宅への入居に際して保証人の取扱いにという文章が発令されております。

中身をちょっと紹介させていただきますと、公営住宅への入居に際しての取扱いについて、保証人の確保を入居の前提とすることから転換すべきとしており、住宅に困窮する低所得者らに住宅を提供するといった公営住宅の目的を踏まえると、保証人の確保が困難であることを理由に入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であると。

下記の点に留意をしていただきたいということで、保証人の確保を入居の要件とする事業主体においても、通知の趣旨を十分に踏まえ、入居希望者の努力にもかかわらず、入居希望者の努力にもかかわらずですよ、保証人が見つからない場合には、保証人の免除を行う緊急連絡先の登録をもって入居を認めるなど、住宅困窮者の住居の安定の観点から特段の配慮をお願いしたいという国交省からの文書も来ているかと、また確認をされているかと思えますけれども、市長、この文書に対しての見解をお尋ねをさせていただきます。

議長／小松市長

小松市長／日本の住宅政策というのは、世界に比べても決して十分ではないと思っています、そういう中で公営住宅というのは生活のセーフティーネットだと思っています。

住まいというのは、確保というのは大変大事だと思っていますし、私も自分の話ですけど、母子家庭のときに住まいで苦労したという経験もあります。

この通知が出ておりますので、本市といたしましても保証人の確保が困難であるという理由で入居できないということがないように、ここは早急に制度を改めたいと思います。

議長／まもなく正午となりますが、一般質問を続けます。

11 番 松尾陽輔議員

松尾陽輔議員／当然、私は連帯保証人は前提につけるべきだということを思いはしていますよ。

ただ生活困窮者というのが、相談があるわけですよ、さっき 2025 年、40 年問題を考えたときに。

自分も高齢者ばってん連帯保証人も高齢者で、もう松尾さん、もう 80、90 になって私は保証人の保証能力なかよという方がどがんしたらいいのかっていう問合せ、あるいは、親子、親族関係が途絶えて連絡が取れんと、そういった形でどうしようかという声もあります。

また、先ほど言った生活困窮者、そういった中でぜひ取扱いの見直しをするということで答弁をいただきましたけども、佐賀市は緊急連絡届というふうな連帯保証人に代わるこういうふうな書類を設けて確認したところ、佐賀市は 10 世帯ほどこういう形で入居をさせていただいている高齢者、生活困窮者は、こういった緊急連絡人ということで今対応をしているということで確認させていただいたところでございますので、ぜひ武雄市もこういった佐賀市当たりの前例を見ながら、また連帯保証人では住宅保証会社、連帯保証する会社もありますから、そういった形で情報もいろいろあちこちアンテナを張っていただいて、よりよい、そういった方々が入居しやすい環境づくりをぜひともお願いをさせていただきます。

どうか早急に対応していただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それではもう一点、75 歳以上のバスタクシー券配付事業についてということで、昨日、江原議員が質問をされておりましたので割愛をさせていただきながら、こういったことも私に相談というか、ひとり住まいの 80 代の高齢者の宅にお邪魔をさせていただきました。

週に 1 回、2 キロ、3 キロ離れたスーパーに買い物に行かれている高齢者の一人住まいの方ですけど、バスタクシー券交付受けましたかということで問いかけたところ、いや、それは知らんばいと。

いや、届いているはずでしょと、ただその方は少し高齢でありながら、まだ知的、認知が少しあられるものですから、早速、担当課に連絡をさせていただいて交付手続をしていただきました。

このような方々が市内にも数多くいらっしゃるかと思うんですよ。

そういった状況の方々もある程度は、行政も担当課も把握をできておられたかと思えますけれども、昨日ですか、4500 名のうち申請が 2880 名。未申請者が差引き 1620 名、そういった形で申請されていない方はもう未申請で処理をされるのかどうか。

もう申請しとらん***締切でどがんもされんですよと、対応されるのかどうか。

市長もよく言われる誰一人も取り残さない行政、政治姿勢はということで常々おっしゃって
もいます。

もっと、高齢者支援にはきめ細やかな配慮がまた必要ではないかということで思いますけれ
ども、見解をお尋ねをさせていただきます。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／多くの高齢者の皆様方が申請に関しましては、家族や民生委員、さらにはケ
アマネージャー等の福祉関係者の介添え、御協力をいただきながら回数券の交付を行って
いる状況もございます。

一人住まいの高齢者の方が、事業内容がうまく伝わっていない方に関しましては、関係機関
と連携し呼びかけを行ってまいります。

また、各戸への回覧などを使い、未申請者への申請を促してまいります。

議長／11 番 松尾陽輔議員

松尾陽輔議員／ぜひきめ細やかな配慮をお願いしておきます。

高齢者ですから、75 歳以上ですよ。

その辺の認識を十分に担当課も持っていただきたいと思います。

もう一点、公民館との連携ももっとすべきじゃないかと。

公民館に聞いたところ、1 日だけですよ。

一軒一軒こういった形で配付しますよと。

対象者は車をお持ちでない方たちと、若木からタクシーとバスと乗り換えて、市の窓口
に引き換えに来んといかんと。

そんなことじゃなくて、公民館 1 日だけ、もっと期間を置きながら連携を公民館とし
ながら、希望者には地元の公民館で受け取れるような、そういうふうなところまで
気配りをしながら対策を講じていくべきだと思いますから、これはあえて答
弁は要りませんので、ぜひともしていただきたいと、今後の事業に当た
ってもお願いをさせていただきます。

それでは、2025 年、またこれも 40 年を見据えた様々な課題について、最後の
災害防災への適正管理についてお尋ねをさせていただきます。

ため池の管理については、6 月 2 日の佐賀新聞でしたか、ため池サポ
ートセンター開設の記事が記載をされておりました。

そういった中で、ため池保全管理サポートセンターが佐賀市内にも開設
されましたということでした。

ため池は県内に 2665 か所、半数強、1419 か所は人的被害が生じる防災重点ため池に選定されておるといふことでありました。

そこで、武雄市内にこの防災重点ため池に選定されているため池は何か所選定されているのかどうか。

そして、またこの選定されたため池は、管理保全はどこが今行っているのかお尋ねをさせていただきます。

議長／永尾営業部理事

永尾営業部理事／武雄市内のため池は、全体で 454 か所あります。

そのうち、防災重点ため池は 229 か所選定されております。

ため池についての管理ですが、地元関係者の方をお願いをしております。

議長／11 番 松尾陽輔議員

松尾陽輔議員／地元の方ということですが、農業用ため池ですので、当然、農業関係者、または地域、区で管理をされているかと思えますが、昨日も牟田議員のほうから話もあったように、区役のこととか、今回は、ため池、草刈り作業で、草刈りの危険性、もう斜面になっているわけですから、ここで転げ落ちたら水面に落ちるといふ状況、また担い手、後継者がいない、また、区民の高齢化ということで、区関係者をお願いしていますよということだけでいいでしょうか。

そういった中で、武雄市のハザードマップ、ここは危険が、決壊したらここまで浸水しますよと。

2019 年 8 月の佐賀豪雨では、宇城市でしたか、ため池の崩壊が現に起きております。

そういった中で今後、ハザードマップも作成しながら、また、危険性があると認定されているわけですから、危険性を回避するのが防災減災対策であり、防災減災は市の業務ですよ。

ある程度は今後、先ほど言いましたように高齢化、2025 年、40 年問題を考えたときには、もう少し行政としてこういったところも徐々に手を入れていく時期に来ているんじゃないですか、それは国に任せますよと、そういったことでいいんでしょうか、いま一度御見解をお尋ねをさせていただきます。

議長／永尾営業部理事

永尾営業部理事／議員御指摘のとおり、ため池は主に農業用に利用されており、保全管理に

については先ほど申したとおり、地元関係者をお願いしております。

現在、多面的機能支払交付金を活用され、ため池等の保全、管理を行っていただいておりますので、今後もこの交付金を活用され、保全管理に努めていただければと考えます。

また、高齢化及び人手不足は人口減少等で年々厳しくなると考えますが、今後の農業について、人農地プランの実質化に取り組まれているところです。

引き続き、5年後10年後の話し合いを継続していただきたいと思います。

なお、維持管理等の技術的な支援に関しましては、議員が紹介されました佐賀県ため池保全管理サポートセンターの相談窓口が開設されましたので、積極的に御利用いただければと思います。

議長／11番 松尾陽輔議員

松尾陽輔議員／もっと危機感を持っていただいて、金の問題じゃないわけですよ。

する作業が区ではできない状況がそこまで迫っているってことですから、もっと行政はそういったところの市の中心部の区画整理事業もそれは大事ですよ。

しかし周辺部は周辺部で、こういった重要な課題があるわけですから、こういった重要な課題はもっと危機感を持ちながら、もっと政策を打っていただきたいと切にお願いしたいと思いますけれども、市長、見解をお願いいたします。

議長／小松市長

小松市長／昨日の牟田議員さんへの答弁でもありましたけど、やっぱり中山間地の負担軽減というのは、今後、そこにどう行政が支援していくかというのは非常に大事になってくると思っております。

先日、ちょうど市内のある中山間地の、この前まで区長会長をされていた方とお話をしたところ、やっぱり地域の維持ということで人口が減っていても、例えば土日戻ってきたり、あるいは65になってから戻ってくるとかはあるけれども、やっぱり負担軽減をぜひこれから考えていくべきだという話を、切実な話を聞きました。

このあたりはため池も含めた形で中山間地の負担軽減、ここについて市としても何ができるかというのは、今後、支援策を考えていきたいと思っております。

議長／11番 松尾陽輔議員

松尾陽輔議員／ぜひよろしくお願いを申し上げたいとおもいます。

非常に危機感が聞こえてきますので、よろしくお願いを申し上げます。

それと六角川の排水ポンプについては、週末の18日ですか、六角川排水ポンプの停止に関わる住民周知訓練放送が計画をされているようであります。

ポンプが止まれば内水ははけないわけですから、溢れてくるわけですから、いろんな***のポンプの設置、あるいは六角川調整池の計画もあり、そういった面で六角川水系にはいろんな事業、改修策が実施をされておりますけれども、災害に100%の安全はないわけですから、内水ポンプを止めたら、内水をどうやって処理するのかという課題も一緒になって考えながら、あるいは遊水池計画という話も前定例会でも話がありました。

また、あるいは淡水化ダムを建設したらどうかと、六角川は海水ですから、それを淡水化して農地とか遊水池にすればいいわけですから、淡水化ダムの建設とか、そういった話も聞きます。

そういった中で、いろんな知恵を出し合いながら、防災減災に当たっていただきたいと思えます。

それでは最後に、川古の大楠公園バリアフリーについて、お尋ねをさせていただきます。

正面から大楠公園に入るところですけども、スロープはされておりますけれども、バリアフリー工事はされて、10年ぐらい前にされたかと思えますけれども、段差が発生していて、車椅子で来られた方が、ここが通られんよと、スロープがあるけれども、こういうような状況で、かえって利用すれば危険が生じるということで相談がありました。

若木大楠は、武雄市の3大大楠の一つでもあります。

また、非常に今はコロナ禍で観光客も少ないですけど、非常にいろんな方々が来ていただいている中で、ぜひ中心部の、また駅前のバリアフリーも着々と進んでいますけども、こういった周辺部のバリアフリーも、ぜひとも早急な対応をしていただきたいということをお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長／古賀営業部長

古賀営業部長／まずは現場を早急に確認させていただきたいと思っております。

写真で確認したところ、危険な部分もあるかと思えます。

これにつきましては、まずは現場を確認し、危険度等を考慮しながら、予算の範囲内で対応をしていきたいと考えております。

議長／11番 松尾陽輔議員

松尾陽輔議員／現にこういった段差ができていますから、早急に対策、事故が起きて

からでは遅いわけですから、よろしくお願いを申し上げて、公明党、松尾陽輔の一般質問を終了いたします。

ありがとうございました。

議長／以上で、11番 松尾陽輔議員の質問を終了させていただきます。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。